栃木市人権施策推進プラン（第2期計画）

（2019～2023年度）

人権尊重の社会をめざして
～こころなごみ、みんな笑顔のあったかとちぎ～

2019年（平成31年）3月

栃木市

はじめに

人権とは、世界人権宣言に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっているとおり、私たちが社会生活において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利です。また、誰からも侵害されることのない基本的権利で、2015 年に国連で採択された「誰一人取り残さない」社会の実現、「持続可能な開発目標(SDGs)」につながるものです。

本市では、平成 26 年に策定しました「栃木市人権施策推進プラン」に基づきまして、市民一人ひとりがお互いを認め合い、それぞれの夢をかなえることのできる人権尊重の社会実現のため、意識啓発に関する各種施策の推進に取り組んでいるところであります。平成３０年９月には、職場におけるハラスメントの撲滅、防止策を推進するため、各部課長による「栃木市職員ハラスメント防止宣言」を行うとともに、「障がい者雇用」も積極的に進めております。

しかし、最近の社会情勢を見ますと、女性に対する暴力や子どもへの虐待、インターネットを利用した差別的な書込みやいじめをはじめ、職場でのパワハラ、セクハラなどのハラスメント、障がい者雇用の課題など、様々な人権問題が存在し、平成 29 年に実施した人権意識調査においても課題の解決に至っていない状況が見られます。また、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、オリンピック憲章にうたわれている人権尊重の理念の実現を目指す一方で、日本の人口は減少に転じ、新たな労働力として外国人が増加することや作業の機械化により労働環境が大きく変化していくであろうことが予想され、グローバル化する社会に対応する人権の在り方が一層求められてくると思われます。

こうした目まぐるしく変化する社会のなかで、お互いの人権を尊重しあい「みんなの笑顔あふれる栃木市」を実現するためには、一人ひとりが日々の生活の中で人権尊重の理念を正しく理解し、実践していくことが重要であります。今回策定した「栃木市人権施策推進プラン第２期計画」に基づいて、人権施策を着実に実施し、人権尊重社会の実現に向けた取り組みがさらに広がるよう進めてまいりたいと思いますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました栃木市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、計画策定にご尽力いただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

2019年３月　　栃木市長　大　川　秀　子

～目次～

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景 …… 1

２　計画策定の趣旨 …… 3

３　計画の基本的な考え方 …… 4

４　計画の性格 …… 5

５　計画の期間 …… 8

第２章　分野別人権施策の推進 …… 9

１　女性 …… 10

２　子ども …… 14

３　高齢者 …… 18

４　障がい者 …… 21

５　部落問題 …… 24

６　外国人 …… 28

７　インターネットによる人権侵害 …… 30

８　性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権 …… 32

９　働く人の人権 …… 35

10　災害に伴う人権問題 …… 37

11　その他の人権問題

１）ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者及び元患者 …… 39

２）犯罪被害者とその家族 …… 41

３）刑を終えて出所した人 …… 43

４）ホームレス等生活困窮者にかかわる人権 …… 45

５）アイヌの人々 …… 47

６）北朝鮮による拉致問題 …… 49

第３章　計画の推進

１　計画の推進体制 …… 51
２　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 …… 52
３　人権に関係する特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 …… 55
４　計画のフォローアップ …… 56

資料編 …… 57

○「障害」と「障がい」と表記について

「障害者」の「害」の漢字には，否定的な意味もあり、不快を感じることがあると考えられるため，本プランでは、「障害」は「障がい」と表記することとします。ただし、法律用語や固有名詞などについては、その限りではありません。

○用語について

本文中の「＊」は、資料編　用語解説に記載があることを示しています。

第１章

計画策定にあたって

「みんなハッピー」
大平西小３年　酉田麻陽さん

「助けあう温かい心」
三鴨小６年　野呂花恋さん

平成 30 年度子どもの人権絵画コンテスト栃木県大会最優秀賞作品
（主催　宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会）

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

（１）国際社会及び国の動き

国連は、昭和23（1948）年、「世界人権宣言*」において、「基本的人権の承認は、世界における自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によってささえられる。」ことを明らかにし、人権委員会*を中心に、「人種差別撤廃条約」をはじめ、多くの人権に関する国際条約を採択するとともに、国際社会に共通の取組を求め、その定着化に努めてきました。

我が国では、昭和22（1947）年に施行された基本的人権の尊重を柱の１つとする日本国憲法のもと、人権に関する法律の制定や諸制度の整備、人権に関する諸条約の批准など、国際的な潮流を踏まえた人権に関する諸施策の推進を図ってきました。

平成6（1994）年に、国連において平成7～16（1995～2004）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたのを受けて、我が国においても、平成７年１２月の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成９年７月、『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）』を策定・公表しました。これまでの諸施策をより一層推進するため、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が、同法に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定され、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会を提供し、効果的な手法により、総合的かつ効果的な推進を図ることとされました。さらに、平成23（2011）年の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が加えられました。

平成25（2013）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が制定され、平成28（2016）年に施行されましたが、同年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ*解消法」という。）」や「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されるなど、人権に関する個別の法律の整備により、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関する様々な人権課題について、男女共同参画社会*やノ

ーマライゼーション*、多文化共生社会*の実現などの理念のもとに、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするため、その改善に向けた施策等が推進されています。

さらに、平成30（2018）年は、国連での世界人権宣言*の採択、我が国での人権擁護委員*制度が創設されてから、70年の節目に当たります。こうした中、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市である東京都では、人権尊重の理念がより一層社会に浸透していくことを目的に、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）」の施行に向けた取組を進めており、社会全体で人権問題に取り組む気運が高まっています。

（２）栃木県の動き

栃木県では、県民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の考え方の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発推進法の規定に基づく県計画として、また「栃木県総合計画（とちぎ21世紀プラン）」の部門計画として、平成13（2001）年３月に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。

さらに、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくこととして、平成15（2003）年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進に当たって、県としての人権施策の基本方針を定めることとしており、その実現に向けて平成17（2005）年３月、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。また、平成18（2006）年３月には、この基本方針の規定に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組の方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。

平成28（2016）年には、複雑・多様化する人権問題に対応し、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」を策定しました。

２　計画策定の趣旨

平成22（2010）年３月29日、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の１市３町が合併して新生「栃木市」が誕生し、翌年10月に西方町、平成26（2014）年4月に岩舟町と合併し、現在の栃木市となりました。

合併直後は、旧市町それぞれが策定した「人権教育・啓発推進行動計画」を継続し、人権教育・啓発に関する取組を推進してきましたが、新生栃木市としてさまざまな人権施策を総合的に推進するため、平成26（2014）年３月に「栃木市人権施策推進プラン」を策定しました。この計画の推進にあたっては、人権施策に対する諮問機関としての「栃木市人権施策推進審議会*」において、毎年進捗管理を行い、私たちをとりまく社会情勢の変化に柔軟に対応していくこととしています。

また、本市では、平成24（2012）年に制定した市の自治の最高規範である「栃木市自治基本条例」の基本原則の第１番目に「人権尊重の原則」を掲げ、人権尊重の社会づくりをめざしています。

しかし、平成29（2017）年に、これまでの人権施策に対する市民の意識の変化を把握するため実施した「栃木市人権問題に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」においては、人権問題、課題への関心が深まり、日常的な人権意識の向上が見られましたが、解決にはいたっていない状況であり、今後も多様な人の存在を知り、マイノリティ*への配慮、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図っていく必要がうかがえます。

本計画は、平成30（2018）年度をもって推進期間を終了する「栃木市人権施策推進プラン」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「栃木市人権施策推進プラン（第2期計画）」として策定します。

３　計画の基本的な考え方

（１）計画の基本理念

『こころ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”』

●市民一人ひとりがお互いを認め合い、
個性と能力を十分に発揮することができる栃木市

●みんなが、こころ和み、安らぎを感じながら
活き活きと笑顔あふれる栃木市

●それぞれの夢をかなえることのできる
居心地のよい栃木市

をめざしていきます。

（２）施策体系

基本理念の実現のため、人権に対する分野別施策を推進していきます。

【基本理念】

こころ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”

＜分野別施策＞	＜ 施策の方向＞
1 女性	(1)人権の尊重と男女共同参画の意識づくり (2)あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり (3)安心して暮らすことができる社会づくり
2 子ども	(1)子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 (2)いじめや不登校等の問題に対する取組 (3)児童虐待防止の取組 (4)健やかな成長への取組
3 高齢者	(1)高齢者の人権の尊重 (2)認知症高齢者の尊厳の確保 (3)高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進
4 障がい者	(1)障がい特性及び障がい者に対する理解の促進 (2)障がい者の人権の尊重と権利擁護 (3)就労支援と社会参加の促進
5 部落問題	(1)基本的人権を尊重していくための教育・啓発の推進 (2)相互理解を促進するための取組 (3)相談・支援体制の充実
6 外国人	(1)外国人の人権の尊重 (2)外国人との交流促進 (3)外国人への支援
7 インターネットによる人権侵害	(1)インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進
8 性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権	(1)正しい理解と啓発の推進
9 働く人の人権	(1)職場における人権意識の推進
10 災害に伴う人権問題	(1)災害時における人権意識の推進
11 その他の人権問題 1)HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者 2)犯罪被害者とその家族 3)刑を終えて出所した人 4)ホームレス等生活困窮者にかかわる人権 5)アイヌの人々 6)北朝鮮による拉致問題	(1)正しい理解と人権意識啓発の推進

４　計画の性格

●本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」第５条に基づく計画です。日本国憲法に定める基本的人権の考え方や、国の「基本計画」及び県の「栃木県人権施策推進基本計画」を踏まえて策定するものです。

●本計画は、「栃木市自治基本条例」の人権尊重の原則を踏まえるとともに、「栃木市総合計画」の分野別計画として整合性を図り、本市の人権教育・啓発の基本方針と施策の基本的な考え方を定め、人権尊重の社会を具現化するための計画です。

●本計画は、市民意識調査、パブリックコメント*、及び栃木市人権施策推進審議会*の諮問により、広く市民等に意見を聴取し策定するものです。

〖計画の位置づけ〗

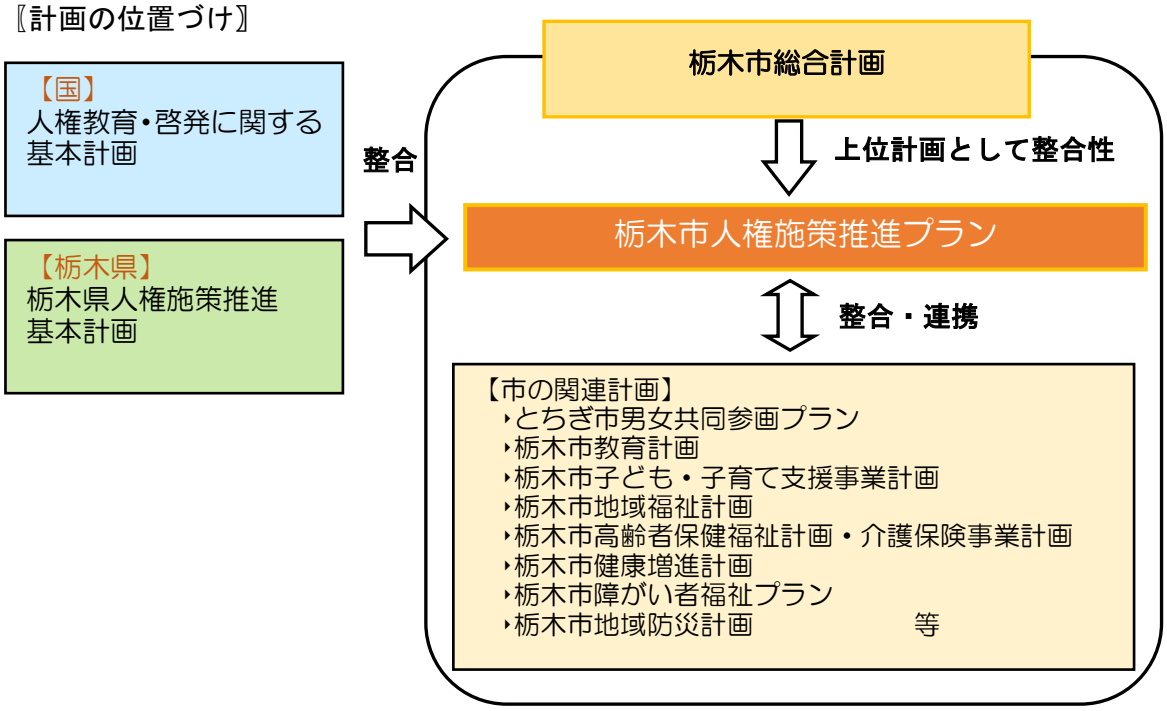

〖市民意識調査〗

本調査は、市民の人権に関する意識状況を明らかにし、本計画の基礎資料とするため実施しています。

区分	前回：第１期計画	今回：第２期計画
実施時期	平成 24 年 12 月 27 日～ 平成 25 年　1 月 15 日	平成 29 年　9 月 13 日～ 平成 29 年 10 月 16 日
基準日	平成 25 年 1 月 1 日	平成 29 年 9 月 1 日
対象地区	旧栃木市（旧岩舟町を含まず）	栃木市
対象者	市内在住の 20 歳以上の男女	同左
抽出方法	無作為抽出	同左
抽出数	3,000 人	同左
回収数	978 人	1,126 人
回収率	32.6%	37.5%
調査方法	郵送配布、郵送回収	同左

〖パブリックコメント*〗

市民から幅広い意見を聴収し、本計画に反映させるため、パブリックコメント*を実施しました。

（1）公表期間及び意見などの提出期間　　平成 30 年 11 月 26 日～12 月 25 日まで

（2）意見などを提出できる方の条件

- 市内在住、在勤、在学の方
- 市内に事業所等を有する個人、法人等
- 市税の納税義務者
- 本市施策に利害関係を有する方

（3）資料の閲覧・配布場所　人権・男女共同参画課（本庁舎 2 階）、市政情報センター、各総合支所市民生活課、市ホームページ

5　計画の期間

本計画は、平成 31（2019）年度から 2023 年度までの５年間とし、国・県の動向・社会情勢の変化や環境の変化及び施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

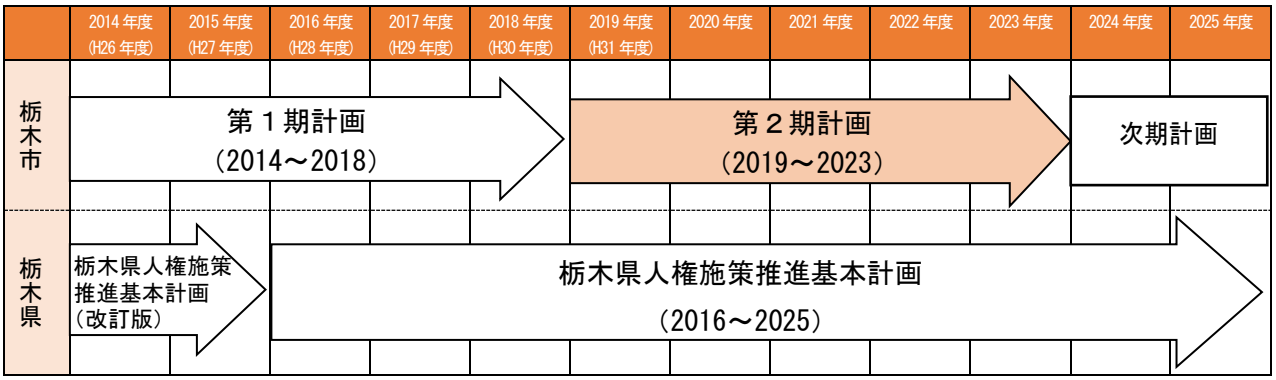

（人権を考える市民の集い講演会）

（中学校での盲導犬体験学習）

（小学校での人権の花運動）

第２章

分野別人権施策の推進

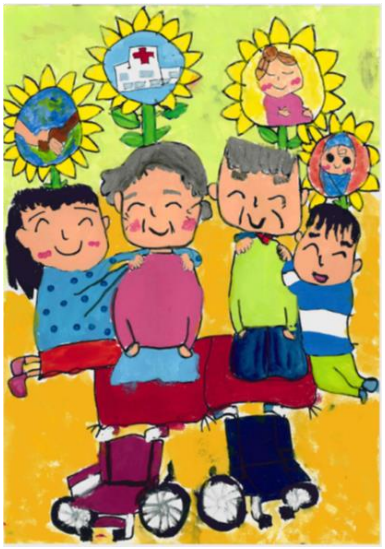

「お年よりを大切に」
大平中央小学校３年　膝附愛結羽さん

「思いやりの心を大切に」
合戦場小６年　木暮華子さん

「笑顔が咲かせる心の芽」
藤岡小５年　金子雄翔さん

平成 30 年度子どもの人権絵画コンテスト栃木県大会優秀賞作品
（主催　宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会）

第２章　分野別人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落問題、外国人、インターネットによる人権侵害の他、性的指向*・性同一性障がい*者、働く人、災害に伴う人権問題等を人権に関する重要課題として位置付け、本計画や分野別の個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

平成29年の市民意識調査によると、現在の社会において、人権侵害や差別などがあると思うものについて、「かなりあると思う」、「あると思う」を合わせた割合をみると、「セ　働く人の人権（過酷な労働や雇用条件の格差等）」（71.0%）が最も高く、次いで「ソ　北朝鮮当局による拉致問題等の人権侵害問題」（69.2%）、「エ　障がい者」（67.0%）、「ス　ホームレス*」（66.5%）、「ケ　インターネットによる人権侵害」（65.9%）、「サ　刑を終えて出所した人」（62.6%）の順になっています。

□人権侵害の状況（栃木市人権問題に関する市民意識調査・平成29年9月）

Q：あなたは、現在の社会において、次のア～タに対する人権侵害や差別などがあると思いますか？

※図中のｎは、回答者数

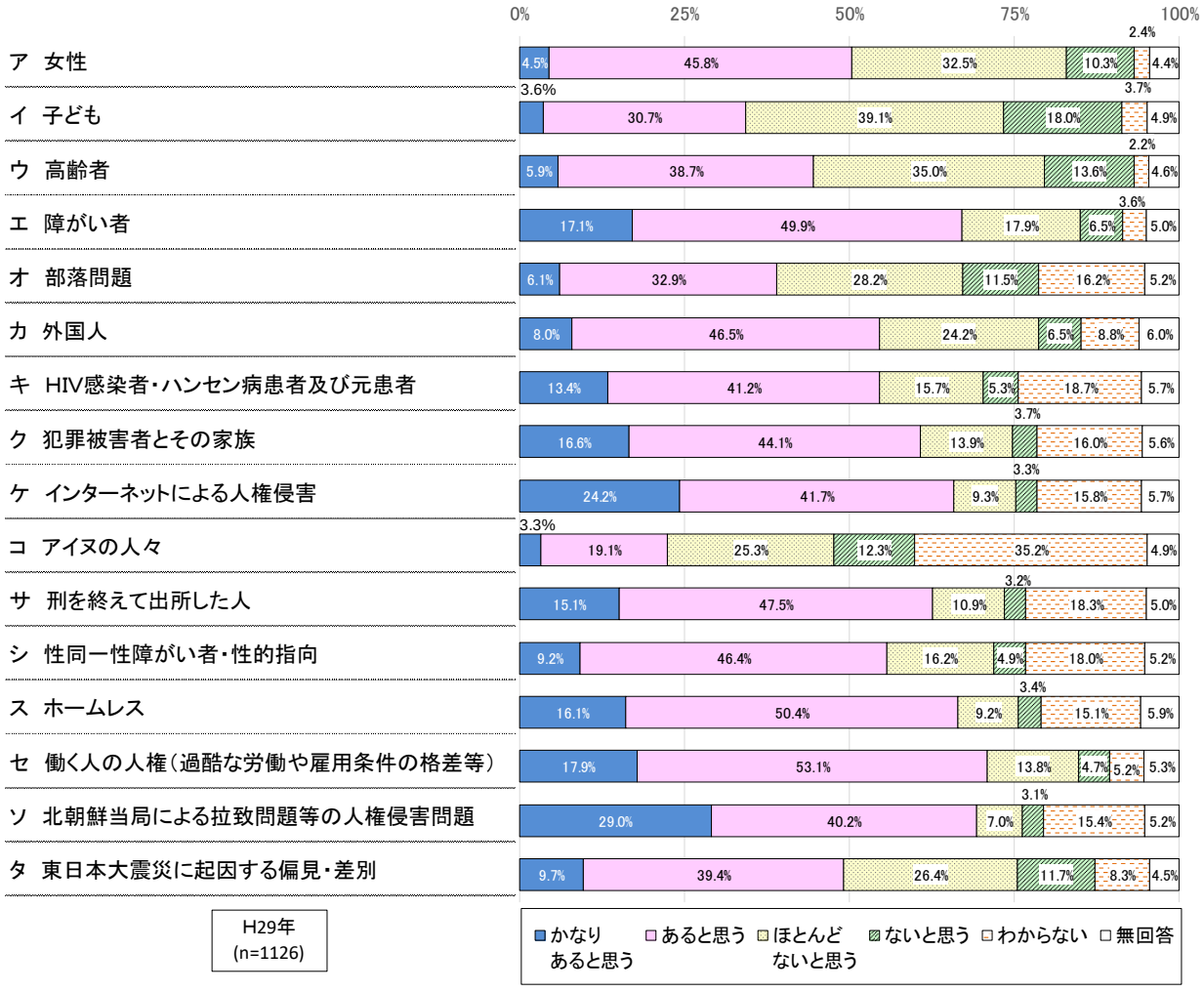

１　女性

【現状と課題】

男女平等については、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法*」という。）」の制定・改正により、職場における様々な差別が撤廃されるよう整備されてきました。そして、「男女共同参画社会基本法*」の制定により、性別に関係なく個性と能力が発揮できる社会づくりが重要であるとされました。近年では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下、「女性活躍推進法」という。）」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。

また、重大な人権侵害である配偶者等からの暴力（DV*）については、女性が被害者であることが多い状況ですが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定され、被害者の人権が守られるような体制づくりが進められてきました。

このように、法制面における整備が行われ、女性の人権保障は大きく進展しました。しかし、実際の社会においては依然として固定的性別役割分担意識*は残っており、家事、育児、介護等の多くを女性が負担し、職場における差別やセクシュアル・ハラスメント*も存在しています。そして、配偶者からの暴力等の問題も深刻化している状況です。

平成29年の市民意識調査によると、「女性に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」という問いに、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント*（性的いやがらせ）」、「男女の役割分担意識を押しつけること（「男は仕事、女は家庭」など）」が、平成25年の調査から、5ポイント以上増加しており、問題意識は高まっているものの、依然として女性の人権問題の解決には至っていない状況といえます。

このような状況の中で、本市では、平成30年3月に「栃木市職業生活における女性活躍推進計画」及び「栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が一体となった「とちぎ市男女共同参画プラン（第2期計画）」を策定しました。

これらの計画と連動しながら、性別による人権侵害防止や固定的役割分担意識の解消に向けた様々な取組を推進し、あらゆる分野において男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会*の実現を目指していく必要があります。

【主な関係法令・計画等】

・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47.7施行）（H29.4改正）
・男女共同参画社会基本法＊（H11.6施行）
・ストーカー行為＊等の規制等に関する法律（H12.11施行）
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（H13.4施行）（H26.4改正）
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律＊（H27.9施行）（H29.4改正）
・栃木市男女共同参画推進条例（H23.3施行）
・とちぎ市男女共同参画プラン（第２期計画）（H30.3策定）
・栃木市職業生活における女性活躍推進計画（H30.3策定）
・栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（H30.3策定）

【市民意識調査】

Q：女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

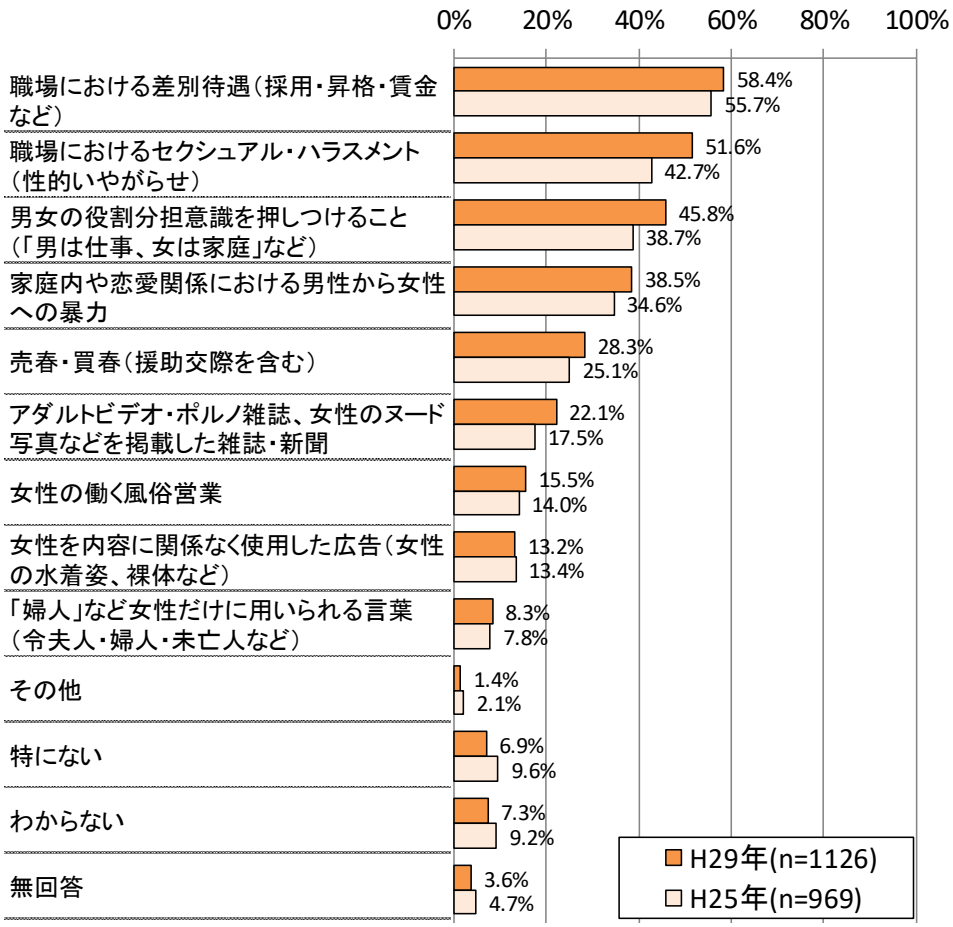

【施策の方向】

（１）人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女平等意識の高揚を図り、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場でお互いを認め合い、男女が性別による差別を受けることのない男女共同参画社会*の形成をめざして、より一層の教育・啓発活動を推進します。

施策	内容	担当課
男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し	・人権問題、女性問題の正しい理解を図るため、学習機会の提供・講師派遣等の支援の充実を図ります。 ・人権問題、女性問題に関する広報・啓発活動の充実を図ります。 ①広報紙やホームページ等による啓発 ②男女共同参画週間における市民啓発活動の実施・街頭啓発等	人権・男女共同参画課 生涯学習課 公民館課
男女共同参画の視点に立った学校教育・学習の充実	・人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力等、人権意識を高める人権教育の充実を図ります。 ・男女平等の観点でのキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課

（２）あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会等の政策立案・方針決定の場への女性の登用を促進します。

また、働く場においては、男女雇用機会均等や平等な待遇など、性別による不利益が起こらないよう事業者等への広報・啓発に努めます。

施策	内容	担当課
地域・社会における男女共同参画の促進	・女性の登用状況調査を実施し、各種審議会等への女性委員の登用の促進に努めます。 ・人材育成事業の推進に努めます。 ①「とちぎ市男女共生大学」の開設 ②男女共同参画を推進する各種団体、地域推進員等の活動支援と情報提供	人権・男女共同参画課
働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の促進	・男女雇用機会均等法*の周知を図るとともに、男女格差の解消や、女性が働きやすい職場環境の整備についての、周知、啓発に努めます。 ・男女共同参画に積極的に取り組む事業所等を紹介し、職場環境づくりの促進に努めます。	商工振興課 子育て支援課
家庭における男女共同参画の促進	・男性の家事・育児・介護等への参画の促進に努めます。	人権・男女共同参画課 子育て支援課

（３）安心して暮らすことができる社会づくり

人権尊重の観点からの性に関する指導などの充実を図ります。

また、ＤＶ*被害の相談、認知件数も増加しているため、配偶者暴力相談支援センター*を設置し、被害者の立場に立ち、迅速かつ的確な支援を実施します。

施策	内容	担当課
生と性を尊重する意識の醸成	・小・中学生への性（生）に関する知識の啓発に努めます。 ・小・中学校の学級活動や保健体育の授業における性に関する指導の充実を図ります。	健康増進課 学校教育課
配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護	・配偶者等からの暴力防止のための啓発活動の充実に努めます。 ①配偶者等からの暴力防止講演会等の開催 ②広報紙・ホームページ等による情報提供 ・関係機関が連携し、DV*相談窓口の充実を図ります。 ・配偶者暴力相談支援センター*を設置し、迅速かつ的確な支援を図ります。	人権・男女共同参画課 子育て支援課
ひとり親家庭に対する支援	・相談体制の充実を図ります。 ・ひとり親家庭に対する就労の支援に努めます。	子育て支援課

（高校でのキャリアデザイン講座）

２　子ども

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境は、都市化や核家族化の進展、めまぐるしく進歩する情報化社会の中で、家庭や地域社会における子育て機能の低下等が進み、一層厳しさを増しており、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える虐待や子どもが巻き込まれる事件等が後を絶たず、学校においては、いじめ、不登校、暴力行為等が依然として存在しています。

平成29年の市民意識調査によると、「子どもに関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、『「仲間はずれ」や「無視」、「暴力」や「嫌がらせ」、「暴言」などのいじめを行うこと』(83.6%)、「保護者が子どもに暴力を加えたり、面倒をみないなど虐待すること」(69.6%)、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」(64.0%)、「インターネットの書き込みなどで特定の子どもを誹謗中傷すること」(61.0%) となっています。

本市では、平成27年3月に策定した「栃木市いじめ防止基本方針」について、平成29年3月に見直された国の基本方針との整合性を図るとともに、本市の実情に合わせた効果的ないじめ防止の内容とするため、平成30年3月に改訂し、その方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策専門委員会を開催しています。

また、児童虐待の問題は、保護者の養育能力の不足、経済的困難、夫婦間不和等複合的に問題を抱えるケースが多く、支援体制の構築や社会資源が必要です。本市では平成30年度からネグレクト*などの状況にある支援を必要とする児童に対し、保護者の子育てを補完しながら、健全な家庭の養育を経験・学習させることで成長と自立を促すため「子どもの居場所」を開設しています。

弱い立場にある子どもは単に保護・指導の対象としてとらえるのではなく、基本的人権の権利主体であることを理解し、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。未来を担う子どもが、健やかに育つ環境づくりを大人の責務として果たしていく理念を社会全体が一体となって推進していくことが必要です。

【主な関係法令・計画等】

・児童福祉法（S23.1 施行）
・児童虐待の防止等に関する法律（H12 年法律第 82 号）（H29 年法律第 69 号改正）
・子ども・子育て支援法（H24 年法律第 65 号）（H30 年法律第 12 号改正）
・栃木市こども医療費助成に関する条例（H26.10 施行）
・栃木市いじめ防止対策推進条例（H28.3 施行）
・栃木市子ども・子育て支援事業計画（H27.3 策定）（H30.3 一部改訂）
※2020～2024 を計画期間とする第 2 期計画を策定予定
・栃木市子どもの貧困対策推進計画（H30.3 策定）

【市民意識調査】

Q：子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

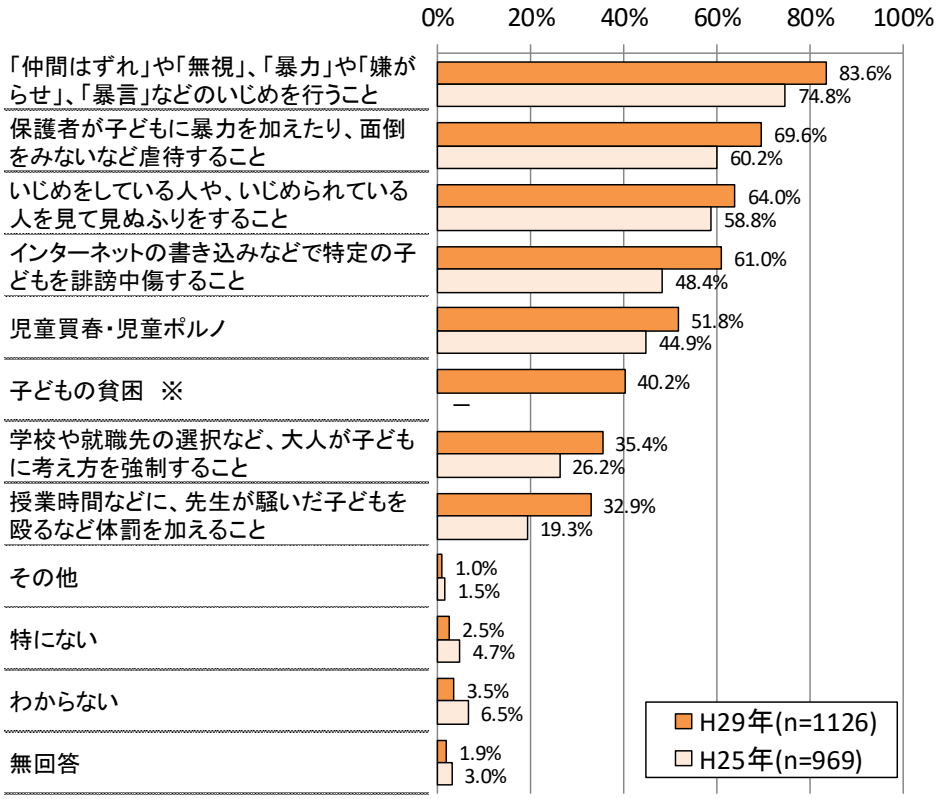

※「子どもの貧困」は平成29年調査から追加した項目

【施策の方向】

（１）子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子どもたちが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

施策	内容	担当課
学校の授業等を通じた啓発	・子どもの人権について、小・中学校の授業を通して理解の促進を図ります。	学校教育課
子どもの人権を尊重する意識の醸成	・人権講話、出前講座、お話会、人権の花運動などの人権啓発活動を通じて子どもの人権を尊重する意識を醸成します。	人権・男女共同参画課

（２）いじめや不登校等の問題に対する取組

いじめや不登校の問題は子どもの人権に関わる重大なものであることを認識し、専門機関と連携し、早期発見、早期解決を図り、すべての子どもがいきいきと活動できる環境づくりに努めます。また、児童生徒がいつでも相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
教育環境の整備	・いじめ防止に関する組織を設置し、いじめ問題に組織的に対応します。 ①いじめ問題対策連絡協議会の設置（関係機関との連携体制を構築） ②いじめ問題対策専門委員会の設置（重大事態発生時に専門的な見地から、協議及び調査を行う） ・勉学と社会生活を学ぶ場である学校の環境を整備します。 ①児童生徒支援チームによる学校巡回、学校支援 ②「いじめに関するアンケート」を実施 ③不登校児童への支援	学校教育課
相談体制の充実	・いじめや不登校などへの相談体制を強化します。 ①家庭相談員による相談支援 ②スクールカウンセラー*の配置 ③あったか電話相談*の実施	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
教職員等への研修の充実	・教職員や社会教育関係者の人権意識の向上を図るため、児童生徒支援研修会や人権講座などの人権啓発活動を実施します。	学校教育課 人権・男女共同参画課

（人権の花運動）

（３）児童虐待防止の取組

市における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、及び早期発見、早期対応など児童の保護に努めます。

施策	内容	担当課
児童虐待防止業務の強化	・虐待防止の広報啓発、養育支援員の活用、要保護児童対策地域協議会*との連携、虐待相談等により児童虐待の早期発見、未然防止を図ります。	子育て支援課
人権相談の充実と強化	・人権相談の充実・強化を図るとともに、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応など児童の保護に努めます。	子育て支援課 人権・男女共同参画課

（４）健やかな成長への取組

未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達を保障するという社会的養護*の理念を踏まえ、関係機関と連携し、子どもの健やかな成長を支援します。

施策	内容	担当課
子育て支援の充実	・子どもたちが健やかに成長できる環境の整備を図ります。 ①地域子育て支援センターの各活動及び相談業務 ②ファミリー・サポート・センター事業*の周知及び活動 ③家庭児童相談 ④「心・育ちの相談室」 ⑤子育て支援マイサポートチーム事業* ⑥乳幼児健診・子育て相談・教室の充実 ⑦子育て世代包括支援センター事業の充実 ⑧地域少年少女サークル活動の推進 ⑨特別な支援を必要とする児童への保育の実施	子育て支援課 健康増進課 生涯学習課 保育課 公民館課

３　高齢者

【現状と課題】

本市の高齢化率は年々上昇しており、平成29年４月１日現在で29.3%となっており、2025年には31.9%になると推計され、今後も少子化や平均寿命の伸長によって、高齢化率はさらに上昇すると考えられます。（栃木市第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より）また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症*などの要介護・要支援の高齢者の増加、介護期間の長期化も推定されます。

平成29年の市民意識調査によると、「高齢者に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「病院や養護施設において劣悪な処遇や虐待をすること」（60.5%）、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」（54.4%）、「家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待をすること」（53.1%）と家庭内や病院、施設等における高齢者に対する虐待に人権上問題ありと不安を感じている人が5割を超えており、権利擁護について一層の啓発が必要です。

さらに、「高齢者を狙った詐欺などの被害が多いこと」（53.7%）が高いことから、高齢者を狙った詐欺に対しての不安は依然継続している状態がうかがえ、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯に対して、さらなる注意喚起が必要です。

高齢者の人権上の問題として、虐待や権利擁護の割合が高くなっており、すべての高齢者を地域全体で支える仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、社会を構成する重要な一員として、安心して自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

【主な関係法令・計画等】

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4 施行）
- 消費者教育の推進に関する法律（H24.12 施行）
- 栃木市地域支え合い活動推進条例（H28.10 施行）
- 栃木市第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30 年度～2020 年度）（H30.3 策定）
- 第２次栃木市消費生活基本計画（H30.3 策定）

【市民意識調査】

Q：高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

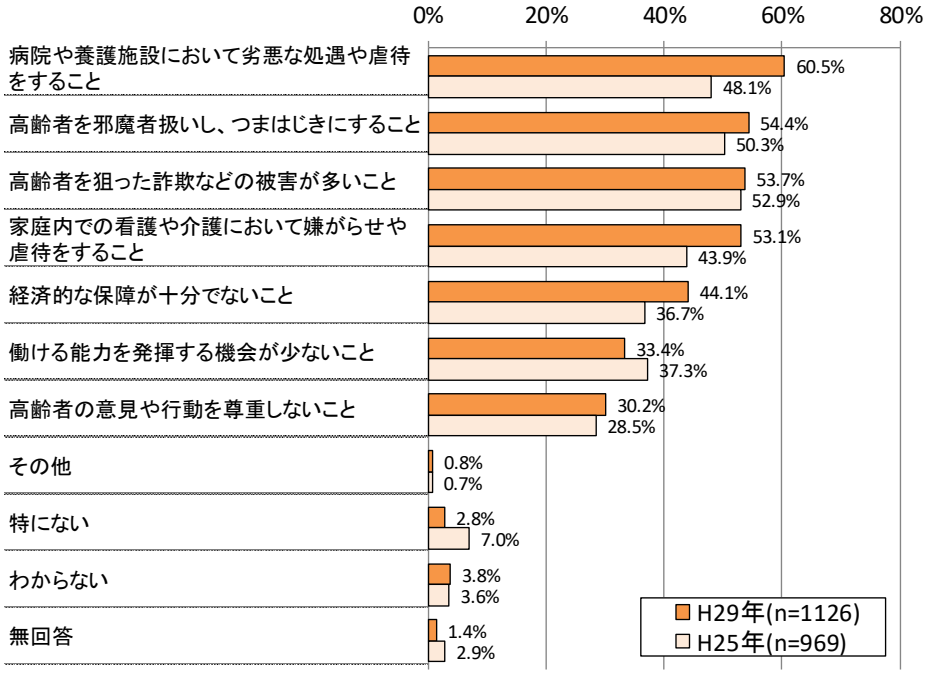

【施策の方向】

（１）高齢者の人権の尊重

高齢者を「弱者」とみる画一的な見方を払拭し、高齢者の福祉や人権についての理解と関心が深まるよう啓発活動を推進します。

施策	内容	担当課
地域社会での啓発活動の推進	・高齢者を知識、経験、技能を培った豊かな能力を持つ人材として捉えていくよう、意識の醸成に努めます。	職員課 人権・男女共同参画課
学校教育を通じた理解の促進	・学校における授業等を通して、思いやりの心や高齢者に対する尊敬と感謝の気持ちを育みます。	学校教育課

（２）認知症*高齢者の尊厳の確保

認知症*高齢者への支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待に対し早期に対応できる仕組みづくりに努めます。また、認知症*高齢者の財産管理や身上監護などの権利擁護のための制度の周知を図るとともに、支援体制の充実を推進します。

施策	内容	担当課
認知症*高齢者やその家族の支援体制の充実	・認知症*の人やその家族を見守る体制を構築するために、認知症サポーターの養成や認知症地域支援推進員を配置するとともに、初期の認知症高齢者に対する支援を行う認知症*初期集中支援チームを設置し、医療機関と連携して地域でのケア体制を支える仕組みづくりに努めます。 ①認知症*の理解の促進 ②医療との連携による適切な対応 ③高齢者の地域での見守り支援	地域包括ケア推進課 人権・男女共同参画課
権利擁護事業の推進	・高齢者の虐待や消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携し支援します。また、認知症*などによって判断力が十分でない高齢者に対し、成年後見制度*の利用を促進します。 ①高齢者虐待防止対策の促進 ②消費者被害の未然防止 ③老人保護措置 ④成年後見制度*利用の促進 ⑤高齢者の権利擁護相談窓口	地域包括ケア推進課 市民生活課

（３）高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者の活躍できる場を提供し、高齢者がいきいきと暮らせるよう支援します。

施策	内容	担当課
生活支援事業の充実と社会参加の促進	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するとともに、積極的な社会参加を支援します。また、相互理解を図るため、地域交流事業を実施します。 ①在宅福祉サービスの提供 ②高齢者の地域活動への支援 ③地域住民との交流の促進 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援 ⑤相談体制の整備	人権・男女共同参画課 地域包括ケア推進課 商工振興課
高齢者の就労支援	・高齢者の就労の場や活躍する機会を拡充するため、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の社会参加を促進するとともに就労に関する情報等を提供します。	
学習機会の提供	・高齢者に向けた趣味、教養、健康、心豊かな生活等に関わる内容の講座を開設するとともに情報等を提供します。 ①出前講座の開催 ②高齢者教室の開催 ③シルバー大学校受講の促進や情報提供	人権・男女共同参画課 公民館課 地域包括ケア推進課

４　障がい者

【現状と課題】

全ての市民が「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の理念を実現するため、本市では、平成30年3月に「栃木市障がい福祉プラン(平成30年度～2023年度)」を策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進しています。

平成29年の市民意識調査によると「障がい者に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「差別的な言動をすること」（60.6%）、「就職・職場で不利な扱いをすること」（58.1%）、「じろじろ見たり、避けたりすること」（55.0%）が５割を超えています。

特に、平成25年の調査と比べて「差別的な言動をする」で11.8ポイント、「就職・職場で不利な扱いをすること」が8.2ポイント増加しており、依然として障がい者やその家族に対して誤解や偏見があることがうかがえます。

障がい者についての意識の高まりが見られる一方で、障害者差別解消法が施行され2年経過しましたが、平成29年の意識調査では、法律のことを知っていると答えた人は、22.5%であり、一層の啓発が必要です。

また、障がい者も参加できるような地域交流を推進し、市民の理解と啓発の向上を図り、障がい者に対する人権侵害や差別等の解消、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の強化が必要です。

【主な関係法令・計画等】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*法）（H18.12 施行）
- 障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（H24.10 施行）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（H25.4 施行（一部 H26.4 施行））
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28.4 施行）（障害者差別解消法）
- 栃木市バリアフリー*特定事業計画（H26.3 策定）
- 栃木市障がい福祉プラン（H30 年度～2023 年度）（H30.3 策定）

（障がい者週間記念イベント）

【市民意識調査】

Q：障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

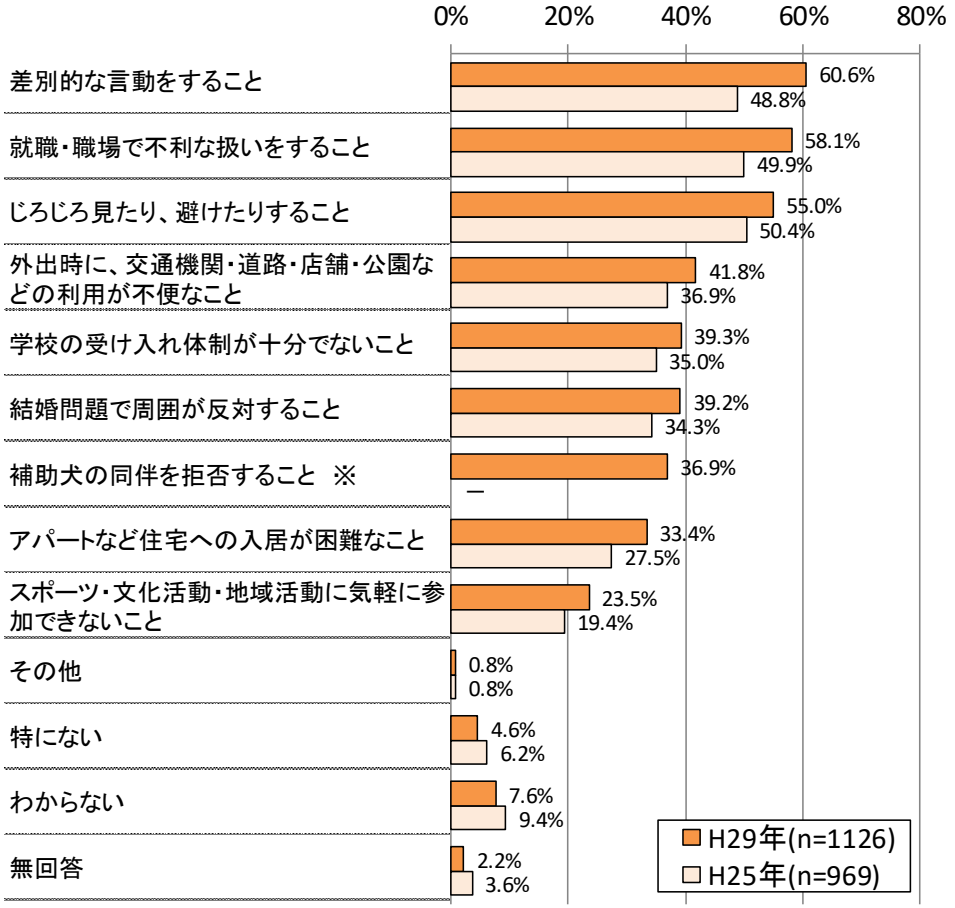

※「補助犬＊の同伴を拒否すること」は平成29年調査から追加した項目

【施策の方向】

（１）障がい特性及び障がい者に対する理解の促進

障がい者に対する偏見や無理解等の「心の壁」を取り除くために、障がい特性等についての理解の促進を図り、啓発・広報活動を通じて、共生する社会の理念の普及に努めます。

施策	内容	担当課
障がい特性等についての正しい理解の促進	・すべての市民が互いに尊重しあい、ともに生活する社会を目指して障がい特性や障がい者についての正しい知識と理解の普及啓発活動を推進します。 ・体験学習を取り入れた福祉教育の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 職員課 学校教育課 障がい福祉課
交流活動等の促進	・学校や地域社会において、障がい者との交流活動等を支援します。 ①障がい者の社会参加の促進 ②障がい児者アートセミナー	障がい福祉課 学校教育課 子育て支援課

（２）障がい者の人権の尊重と権利擁護

障がい者が安心して暮らせ、人権が尊重される社会づくりのため、障がい者の自立を促進するとともに、障がい者の人権が守られるような支援体制の充実を図っていきます。

施策	内容	担当課
障がい者の自立支援	・障がい者の地域での自立の実現を目指し、安心して暮らせるよう相談支援体制の充実を図ります。 ①相談支援体制の充実 ②自立支援サービスの充実	障がい福祉課
障がい者の権利擁護	・障がい者の権利を守るため、成年後見制度*の利用の促進を図ります。	障がい福祉課
障がい者の虐待防止	・虐待や不当な扱いは人権侵害であるとの認識を広め、虐待を予防するため、啓発活動に取り組みます。	障がい福祉課 人権・男女共同参画課
障害者差別解消法の周知	・障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮*の提供について周知を図ります。	障がい福祉課 人権・男女共同参画課

（３）就労支援と社会参加の促進

就労を希望する人への支援体制の充実や、生きがいづくりを支援し、障がい者の社会参加を促進します。

施策	内容	担当課
就労の支援	・働く意欲や能力がある障がい者に対し、必要な情報を提供するため、関係機関と連携を密にしてサポートを行います。 ①就業体験の支援 ②就労相談の支援 ・障がい者の雇用を促進するため、市民や雇用主に対し、雇用への理解が深まるよう積極的に啓発します。	障がい福祉課
社会参加の促進	・生きがいのある生活や豊かな人間関係等を形成するためのスポーツ・文化芸術活動等を気楽に楽しめるような環境づくりを促進します。	障がい福祉課

５　部落問題

【現状と課題】

部落問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の重大な人権問題であり、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ、深刻な人権侵害を受けてきました。この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお偏見や差別意識は根強く残り、結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」においては、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下でこれを解消することが重要な課題であり、部落差別の解消のため、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実・強化を図り、部落差別の解消を推進することとしています。

また、平成29年の市民意識調査によると、「部落差別に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「結婚問題で周囲が反対すること」（78.3%）、「身元調査をすること」（34.4%）、「差別的な言動をすること」（27.9%）となっており、部落差別の解消に関する施策は、すべての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づいて、部落差別を解消する必要性について理解を深め、部落差別のない社会を実現するために、教育・啓発等を推進するとともに環境を整備し、さらに教育・啓発活動に携わる人材の育成に取り組む必要があります。

【主な関係法令・計画等】

- 同和対策審議会答申（S40.8）
- 同和対策事業特別措置法（S44.7 施行）
- 地域改善対策特別措置法（S57.4 施行）（H11.12 改正）
- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S62.4 施行）（H12.5 改正）
- 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（H28.12 施行）

【市民意識調査】

Q：部落差別についてどのような差別が起きていると思いますか？

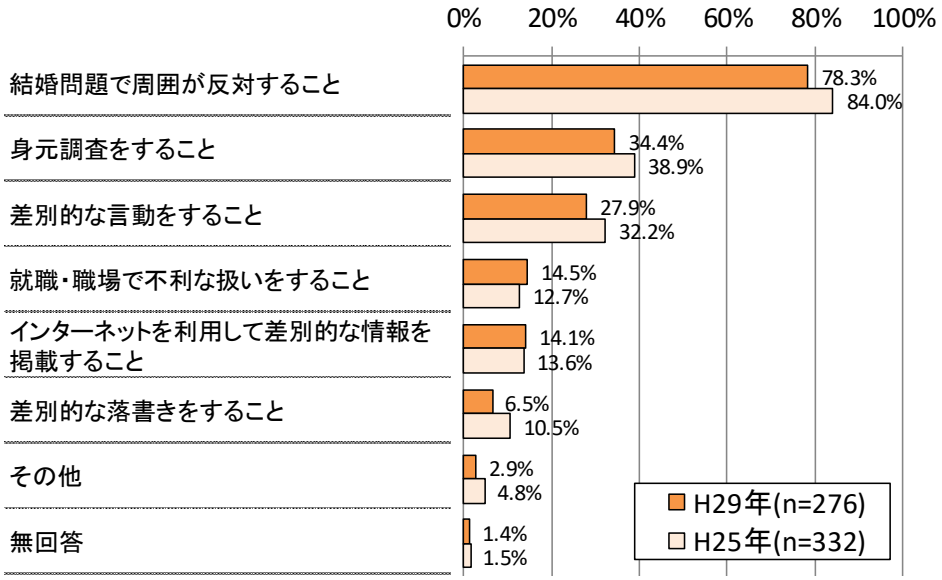

【施策の方向】

（１）基本的人権を尊重していくための教育・啓発の推進

部落問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。また、各種啓発資料の整備や充実に努め、効果的な研修会や啓発活動が行われるよう支援します。

施策	内容	担当課
啓発・研修事業の推進	・部落問題について、講演会や研修会等を開催し、正しい理解と認識が深まるよう努めます。 ①人権講演会の開催 ②人権街頭啓発の実施 ③人権出前講座の開催 ④人権運動団体との連携 ⑤教職員対象の研修会の開催 ⑥広報等を活用した情報の発信 ⑦部落差別解消推進法の周知	人権・男女共同参画課 生涯学習課 学校教育課
学習する機会の提供	・部落問題を正しく理解することにより、子どもたちに人権を尊重する意識が醸成されるよう努めます。 ①学校教育での人権教育の実施 ②人権教育研究校の指定	学校教育課

（２）相互理解を促進するための取組

地域住民がお互いの理解と信頼を得ることができるよう、交流活動の充実を図ります。また、地域コミュニティの活性化につながるよう、地域団体の活動を支援します。

施策	内容	担当課
地域交流事業の推進	・地域住民が交流活動を通して、お互いの理解を深め、信頼を得られるよう、交流事業の推進と交流活動の促進に努めます。 ①隣保館事業の実施 ②集会所事業の実施 ③自主活動団体の育成･支援	人権・男女共同参画課

（３）相談・支援体制の充実

生活上の困りごとに関する相談のほか、各種相談窓口を設けるとともに、相談窓口相互の連携及び関係機関との連携を強化するなどして、相談体制の充実を図ります。

また、人権擁護体制を充実させ、差別の解消に努めます。

施策	内容	担当課
相談体制の充実	・関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。 ①隣保館相談事業の実施 ②人権特設相談の実施 ③人権運動団体との連携	人権・男女共同参画課 市民生活課
人権擁護体制の充実	・住民情報等の管理強化を図るとともに、法務局などの関係機関とも連携し、差別事象に対する擁護体制の充実に努めます。 ①人権擁護委員*との連携 ②登録型本人通知制度の普及 ③ＳＮＳ*等のモニタリング調査の実施	人権・男女共同参画課 市民生活課

６　外国人

【現状と課題】

本市の外国人登録者数は、4,159人（平成30年３月末日現在）で、国別ではフィリピンが最も多く、次いでネパール、ベトナムとなっています。

日本で生活する外国人は、言語や生活習慣、文化等による違いがあり、さらには住居、教育、労働、地域との交流等、日常生活を送る上で様々な問題に直面します。また、そのような違いによる相互理解の不足等から、偏見や差別といった問題も生じます。そのため、日常生活や仕事における様々な問題の解消に取り組んでいく必要があります。

平成29年の市民意識調査によると、「日本に居住する外国人に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でないこと」（51.2%）が5割を超え、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」（37.8%）、「外国人というだけで犯罪者のように見ること」（35.6%）となっており、前回の調査から「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でないこと」が11.4ポイント、「外国人というだけで犯罪者のように見ること」が10.9ポイント増加しており、外国人に対する正しい理解を深めるとともに、教育・啓発等が求められます。

引き続き、多様な国籍、文化、習慣、価値観を認め尊重し合い、国籍や人種、民族を問わず外国人が安心して暮らせるよう、人権を尊重する多文化共生社会*づくりが重要です。

【主な関係法令・計画等】

・外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針（H5.5 策定）（H16.8 改正）

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ*解消法）（H28.6 施行）

【市民意識調査】

Q：日本に居住している外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

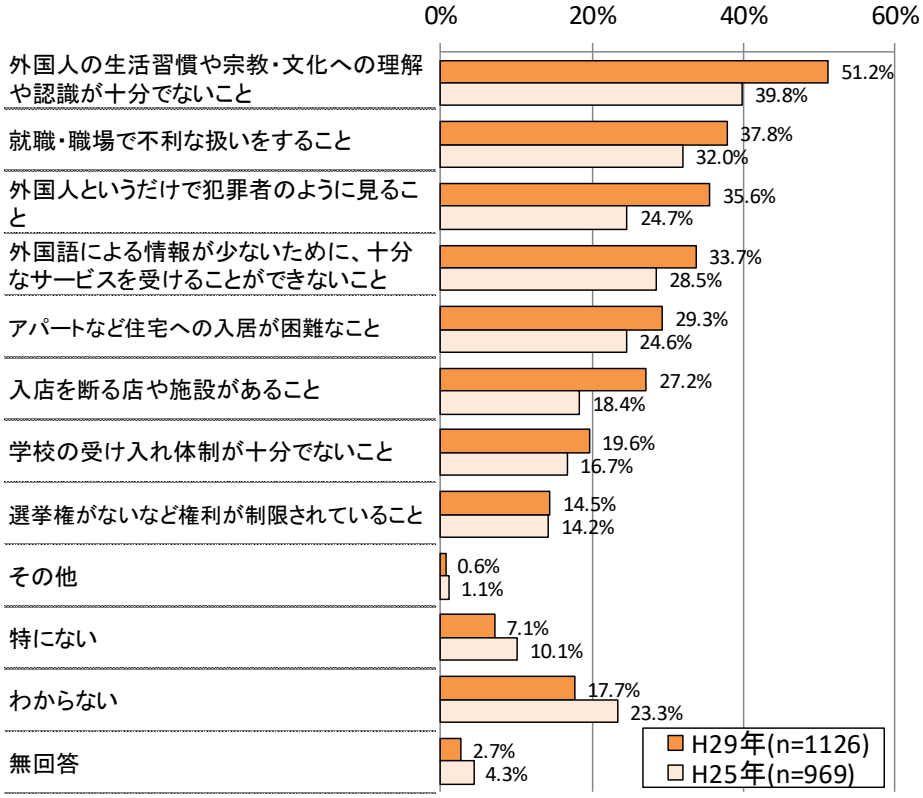

【施策の方向】

（１）外国人の人権の尊重

異なる文化や習慣及び価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する意識の醸成に努めます。

施策	内容	担当課
国際理解の推進	・国際理解を深め、国際感覚を養えるよう、国際理解教室（小・中学校）への外国人講師の派遣を行います。	総合政策課
	・ALT（外国語指導助手）を活用した小学校外国語活動・外国語科、中学校外国語の授業を通して異文化理解を推進します。	学校教育課
外国人の人権を尊重する意識の醸成	・人権講話、出前講座などの人権啓発活動を通じて外国人の人権を尊重する意識を醸成します。 ・ヘイトスピーチ*解消法の理念を周知します。	人権・男女共同参画課

（２）外国人との交流促進

多文化共生の社会を実現するため、お互いの文化を学び交流する場を積極的に提供し、国際理解・相互理解を推進します。

施策	内容	担当課
交流の場の提供	・多文化共生社会*の実現を目指し、外国人との交流を促進します。	総合政策課 学校教育課

（３）外国人への支援

言葉や文化、習慣等の違いによる日常生活の様々な相談に対する窓口を開設するとともに、日本語学習の促進や地域情報の発信等、外国人が安心して地域に住むことができるよう支援を行います。

施策	内容	担当課
外国人相談窓口の充実	・市役所に相談窓口を置き、関係窓口への誘導や通訳を行います。 ・外国人が日々の生活を安心して過ごせるよう、相談窓口の充実を図り、やさしい日本語による対応に努めます。	総合政策課 人権・男女共同参画課
日本語習得の促進及び情報提供	・日本に対する理解を深め、安心して地域に住むための支援をします。	総合政策課 人権・男女共同参画課
	・外国人児童生徒が日本の学校での生活に慣れるよう、日本語の初期指導を行います。	学校教育課

７　インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットは、スマートフォンやタブレット端末等の普及により、私たちの身近なものとなりました。また、情報入手やSNS*（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による情報の発信・交換等が簡単にできるようになり、その利便性もますます向上しています。

しかし、インターネットは、情報発信が技術的・心理的に容易にできる利便性がある反面、発信者に匿名性があるといった面があり、さまざまな問題が発生しています。特に特定の個人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報や個人のプライバシーに関する情報がインターネットの掲示板に掲載されるなど、個人情報の不正な取り扱いの問題が急増しています。各地の法務省人権擁護機関が取り扱ったネット上の名誉棄損やプライバシーの侵害は、平成24年の671件から29年には3.3倍の2,217件に増えている状況です。（法務省HPより）

平成29年の市民意識調査によると、「インターネットによる人権侵害に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が70.0%、「子どもの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が58.5%、「個人情報の不正な取り扱いや横流し、流出などが発生していること」が51.3%と５割を超え、ほぼすべての項目で前回の調査から割合が増加しており、市民の関心や問題意識も高まっています。

本市では、インターネットによる人権侵害への適切な対応を図るとともに、個人情報保護の観点から、本市で保有する個人情報の適切かつ厳重な管理に努めています。

また、「ネットトラブルから子どもたちを守る」リーフレットを警察、学校、保護者、行政機関が協力して作成し、市内の全小学生の家庭に配布しています。

【主な関係法令・計画等】

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）（H14.5 施行）
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律（H21.4 施行）
- 消費者教育の推進に関する法律（H24.12 施行）
- 「私的性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）（H26.11 施行）
- 個人情報の保護に関する法律（H27.9 改正）
- 栃木県青少年健全育成条例（H24.6.改正）
- 栃木県個人情報保護条例（H27.6 改正）
- 第２次栃木市消費生活基本計画（H30.3 策定）

【市民意識調査】

Q：インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

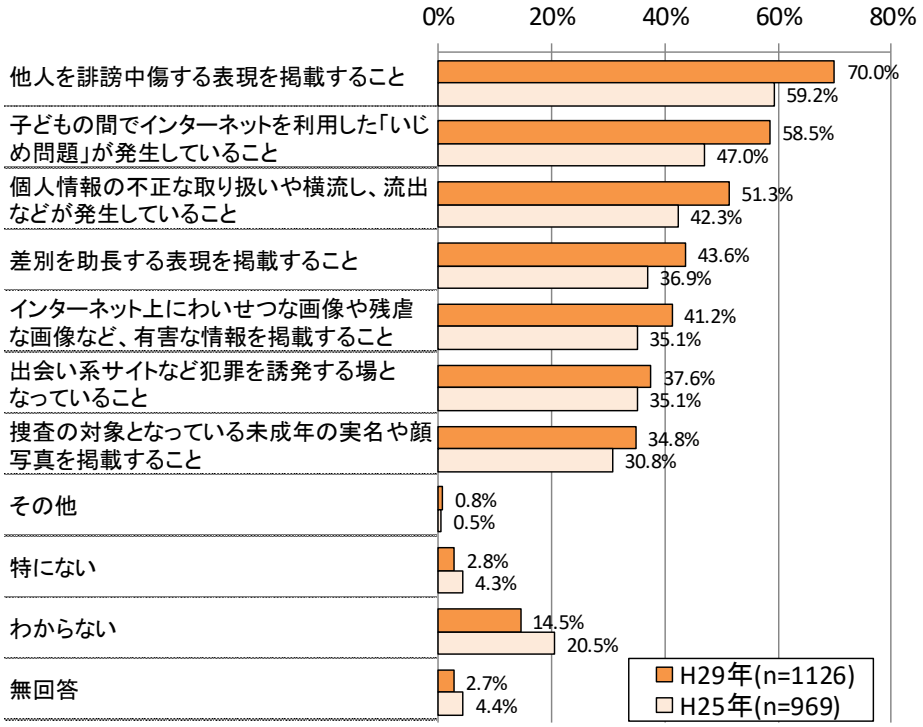

【施策の方向】

（1）インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解し、情報モラルを醸成するための啓発活動を推進します。また、インターネットによる差別的表現の流布や人権を侵害する情報の掲載については、法務局など関係機関と連携して適切に対応します。

施策	内容	担当課
インターネット上での人権意識の醸成	・インターネットの危険性を学び、モラルを持って利用するための事業を実施します。 ・子どもの健全育成を目的とした情報教育を推進します。	市民生活課 学校教育課 人権・男女共同参画課
インターネット等による人権侵害への支援	・インターネットによる差別的表現の流布や人権を侵害する情報に関して適切に対応します。	人権・男女共同参画課

８　性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権

【現状と課題】

ここ数年で、国際社会においても、性の多様性についての理解や、制度整備の取り組みが進められるようになりました。

性の要素を分解すると性のあり方は多様であるということがわかります。性自認*（自分の性をどうとらえているか、心の性）では、違和感のない人もいれば、違和感のある人もいます。また、性自認*がはっきりしない人もいます。身体的性別（からだの性）では、性染色体や内性器・外性器等で判別されますが、判別の困難な人もいます。性的指向*（誰を好きになるのか）では、自認する性を基準に異性に向かう人もいれば、同性に向かう人もいます。両性に向かう人や全性に向かう人、いずれにも向かない人もいます。

今の社会における「普通」は、「典型的な男・女」の2通りであり、それ以外の性のあり方をしている人に対しては、知らず知らずに「普通でない人」というレッテルを貼ってしまっています。その人たちは、「生きづらさ」や「居場所のなさ」を感じています。また、カミングアウトしている人ばかりではなく、見えにくい存在であり、社会の中で偏見の目にさらされ、様々な場面で問題を抱えています。その困難に気づき、他者への理解を深め、個を尊重する社会の構築を進めていく必要があります。

平成29年の市民意識調査によると、若い世代を中心に、性的指向*や性同一性障がい*への問題意識が高まっており、新たな施策が求められています。また、年代が高くなるにつれて、「わからない」の割合が高く、世代間の認識に差があることから、年代に合わせた意識啓発を考えていく必要があります。

また、平成27（2015）年に、文部科学省は全国の公立の小中高校などに対し、「性同一性障害*に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知し、教職員の指導のあり方を示しました。

本市では、平成28（2018）年度より、市内小中学校での人権研修会において、「社会にある部落問題をはじめとした様々な差別問題」をテーマに性の多様性に関する内容を含め実施しています。

また、社会教育主事が行っている公民館等での人権講座においても、性的指向*に係る内容に触れ、正しい理解と差別の解消に向けた取組を行っています。

【主な関係法令・計画等】

・性同一性障害*の性別の取り扱いの特例に関する法律（H30.6 改正）

【市民意識調査】

Q：性的指向＊（同性愛、両性愛）・性同一性障がい＊者等の性的少数者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

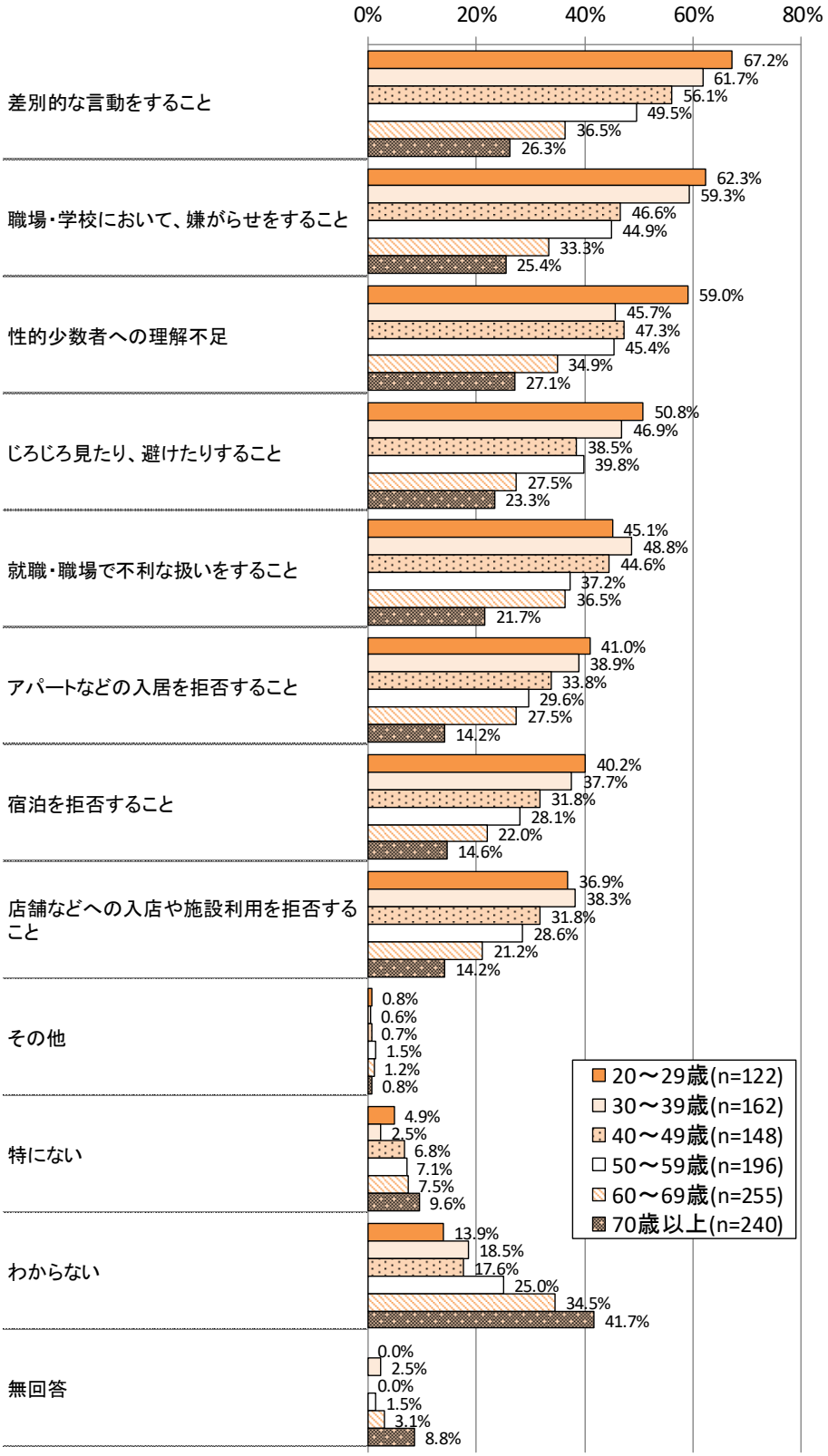

【施策の方向】

（1）正しい理解と啓発の推進

本市では、性的マイノリティ*と呼ばれる人への偏見・差別等の人権問題の解消に努めるとともに、多様な性のあり方に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

施策	内容	担当課
多様な性への正しい理解促進	・固定観念や先入観、偏見を払拭するよう啓発に努めます。 ・子どもの発達段階に応じた正しい理解促進及び、適正な対応を図ります。 ・ハラスメントに係る相談体制を強化します。 ・同性のパートナーシップについて理解を図るための啓発等を推進します。	学校教育課 市民生活課 職員課 人権・男女共同参画課

（LGBT等研修会）

９　働く人の人権

【現状と課題】

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。しかし近年、社会構造や就業環境の変化等を背景として、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の4割近くが非正規雇用といわれています。

平成29年の市民意識調査によると、「働く人の人権に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから健康で文化的な生活が送れないこと」（61.8%）、次いで「非正規雇用者の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」（45.4%）が多くなっており、特に、平成25年の調査と比べて「長時間労働や休暇の取りにくさなどから健康で文化的な生活が送れないこと」が13.8ポイント、「職場でパワーハラスメント*やセクシュアル・ハラスメント*があること」が8.8ポイント増加しています。

本市では、就労者の権利の啓発や支援に努めてきましたが、非正規就業や所得格差、職場でのさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、障がい者雇用の課題など、就労者の人権に直結する新たな課題が生じています。

また、雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援については、良好な職場環境づくり推進のための施策を展開しているものの、今なお、多くの課題が残っています。

このように、就労者を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、さまざまな対象者への就労支援や、多様化、複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた新たな支援策が必要となっています。

【主な関係法令・計画等】

- 労働基準法（S22.8 施行）
- 労働契約法（H20.3 施行）（H24.8 改正）
- 短時間労働の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）（H5.12 施行）（H27.4 改正）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）（S61.7 施行）（H27.9 改正）
- 男女雇用機会均等法*（S47.7 施行）（H29.4 改正）
- 労働安全衛生法（S47 施行）（H30.7 改正）
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（H19.12 策定）
- 栃木市職員のハラスメント防止に関する規程（H25.4 施行）（H27.4 改正）
- 栃木市職員女性活躍推進プラン　（栃木市特定事業主行動計画）（H28.3 策定）
- 栃木市職業生活における女性活躍推進計画（H30.3 策定）

【市民意識調査】

Q：働く人の人権について、最近特に問題があると思われるのはどのようなことですか？

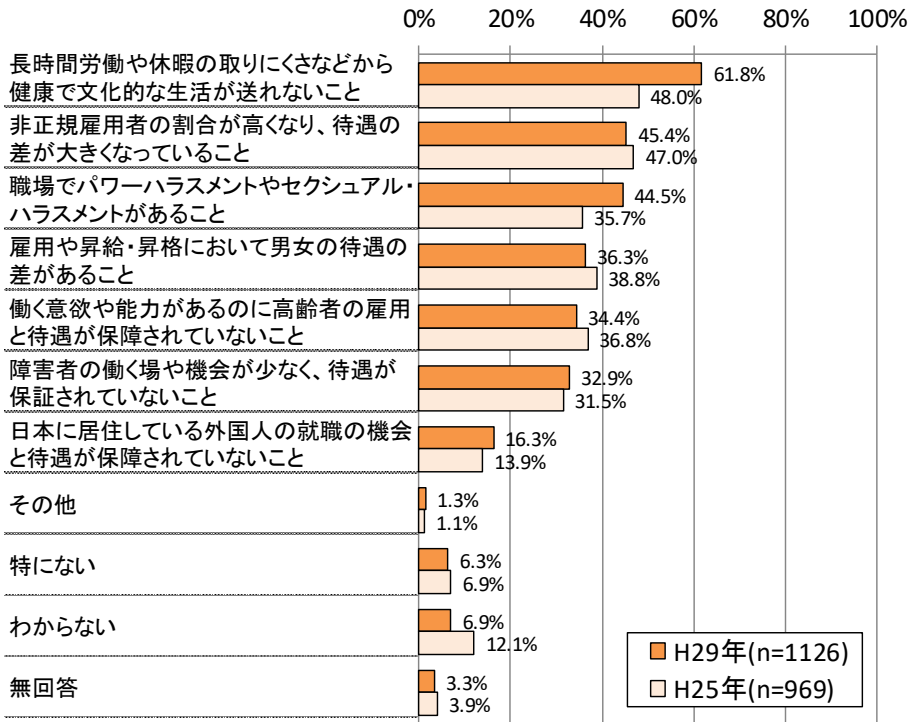

【施策の方向】

（1）職場における人権意識の推進

長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進めていくとともに、働きやすい環境づくりのための育児・介護休業制度*の普及・促進を図り仕事と子育て・介護の両立支援を進めるための情報提供や意識啓発に努めていきます。

施策	内容	担当課
働きやすい職場環境の整備	・ハラスメント防止のための周知・啓発活動を推進します。 ・男女、正規・非正規雇用間等の待遇格差の解消のための周知・啓発活動を推進します。 ・非正規雇用から正規雇用への転換及び正規社員求人募集の啓発を推進します。	商工振興課 教育総務課 職員課
仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための支援	・事務の効率化、時間外労働の見直しにより働き方改革を推進します。 ・育児、介護休業制度*の普及・促進を図り仕事と子育て・介護の両立を支援します。	商工振興課 教育総務課 職員課

10　災害に伴う人権問題

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故、近年多発する豪雨、地震等による自然災害により、周辺住民への避難指示が出される機会が増えています。先の震災においては、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等の人権問題が発生しています。避難生活でのプライバシー確保のほかに、介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語の話せない外国人など、避難者の多様なニーズに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されることになりました。

また、栃木市においても平成27年9月9日から10日の豪雨により、市内の巴波川、赤津川、永野川が氾濫するなど、災害に見舞われた経験があり、日ごろから防災に対する人権意識を高めていく必要があります。

平成29年の市民意識調査によると、全体では東日本大震災に起因する偏見・差別などが、男女別でみると、「かなりあると思う」、「あると思う」を合わせた割合では、女性（53.1％）が男性（44.4％）よりも8.7ポイント高くなっています。

災害時においても、あらゆる人の人権が十分尊重されるよう取組が求められています。

【主な関係法令・計画等】

- 災害対策基本法（H27.5改正）
- 厚生労働省防災業務計画（H29.7策定）
- 栃木市地域防災計画（H29.3改訂）

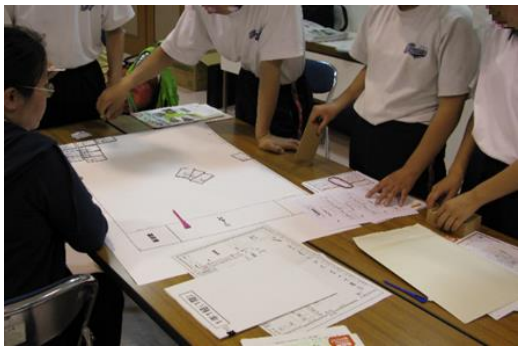

（災害避難所シミュレーション学習：HUG（ハグ））

【市民意識調査】

Q：東日本大震災に起因する偏見・差別などがあると思いますか？

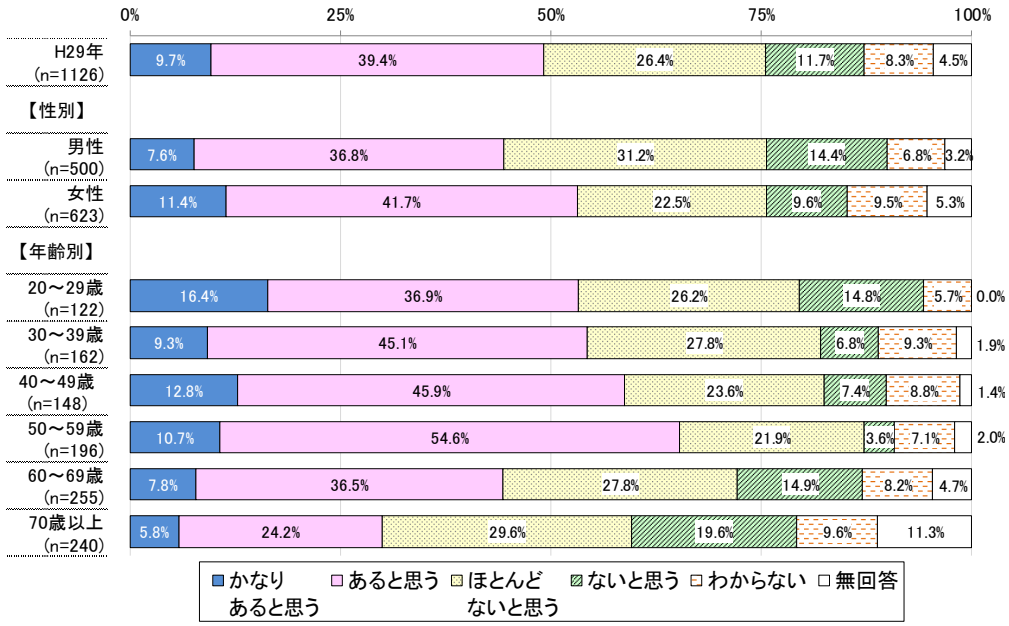

【施策の方向】

（1）災害時における人権意識の推進

本市では、「栃木市地域防災計画」に基づき、災害時における要配慮者や性別等によるニーズの違いなど多様な視点に十分配慮するよう努め、人権侵害を発生させない教育・啓発に努めます。

施策	内容	担当課
災害時における人権意識の醸成	・避難所におけるプライバシーに配慮します。 ・高齢者や障がい者等の特別な援助に配慮した物資の備蓄を推進します。	危機管理課
	・被災者、被災地に対する差別や偏見、人権侵害を起こさないよう啓発に努めます。	人権・男女共同参画課

11　その他の人権問題

１）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者及び元患者

【現状と課題】

エイズ（後天性免疫不全症候群）を引き起こすとされるＨＩＶ*（ヒト免疫不全ウイルス）の感染力は弱く、日常生活で感染することはありませんが、医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者や元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

ハンセン病*においても、菌の感染力は弱く、適切な治療を行えば治る病気ですが、平成８年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策がとられてきました。現在、療養所で生活している方々は、既に治癒しているにもかかわらず、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などと関係を断たれ、今も残るハンセン病*に対するそれまでの認識の誤りによる社会の偏見や差別、自身の高齢化などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

これらの病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められます。

ＨＩＶ*やハンセン病*などの感染症にかかった患者・元患者などが、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。そのため、これらの感染症に対する正しい知識を理解することが重要です。

平成29年の市民意識調査によると、「ＨＩＶ*感染者・ハンセン病*患者及び元患者の人権に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「差別的な言動をすること」が47.4%、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」（40.8%）となっており、特に「差別的な言動をすること」が11.9ポイント増加し、問題としてとらえる意識が進んでいる状況がうかがえます。

本市においても誤った知識に基づく偏見や差別解消を目指し、教育・啓発活動を促進していくことが必要となっています。

【主な関係法令・計画等】

・らい予防法の廃止に関する法律（H8.4施行）
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（H11.4施行）
・ハンセン病*療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（H13.6施行）
・ハンセン病*問題の解決の促進に関する法律（H21.4施行）

【市民意識調査】

Q：ＨＩＶ*感染者・ハンセン病*患者及び元患者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

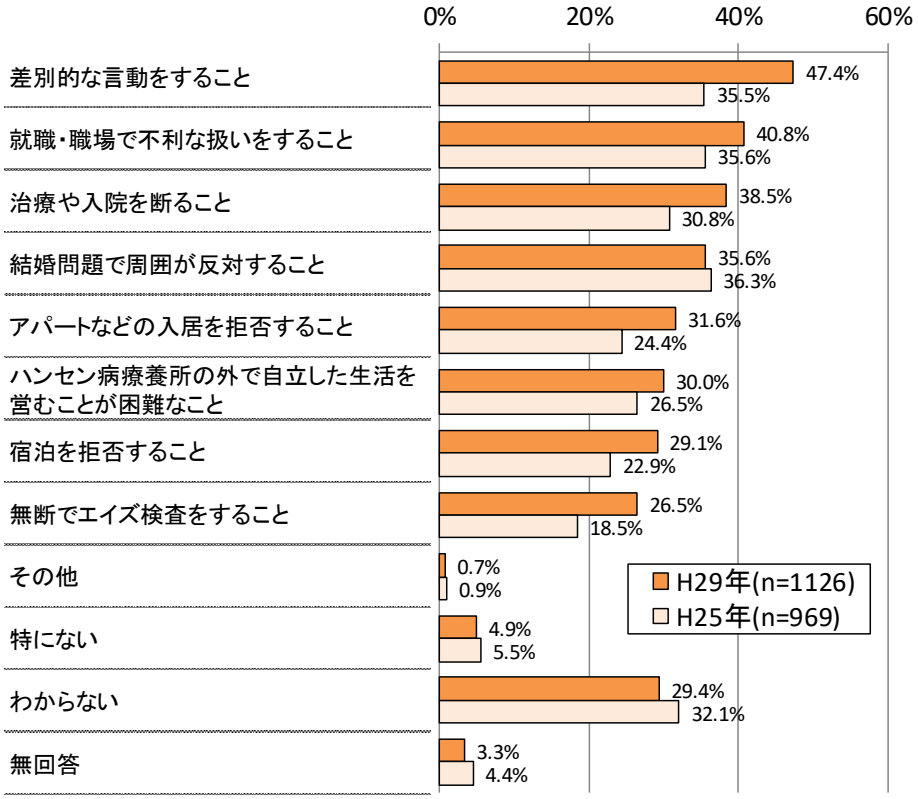

【施策の方向】

（1）正しい理解と人権意識啓発の推進

エイズ患者・ＨＩＶ*感染者、ハンセン病*患者及び元患者の人権を守るための啓発及び感染症等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識の解消を図っていきます。

２）犯罪被害者とその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症、仕返しへの不安、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、失業、転職などによる経済的困窮など日常生活に大きな影響を受けています。また、精神的、肉体的、経済的に苦しめられるだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉棄損、過剰な取材による平穏な日常生活の侵害等の二次的被害も懸念されています。

国は、平成17年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、総合的な犯罪被害者等への支援対策を推進してきたところですが、平成28年には「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、さらなる犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度整備の強化を図っています。

栃木県においては、平成22年３月に県の実状に応じた犯罪被害者等への支援施策を体系化した「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、５か年の期間終了後も、引き続き「県民の誰もが安心して暮らすことのできるとちぎ」の実現に向け、平成28年３月に「第２次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

平成29年の市民意識調査によると、「犯罪被害者とその家族に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「プライバシーに関する報道や、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」（59.9%）、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」（57.9%）となっています。

本市においても、犯罪被害者等が安心で安全な生活を送るため、市民一人ひとりが被害者の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、カウンセリングによる被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るなど、支援体制の強化が求められています。

【主な関係法令・計画等】

- 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（S56. １施行）
- 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（H12. 11施行）
- 犯罪被害者等基本法（H17. 4施行）
- 第３次犯罪被害者等基本計画（H28. 3策定）
- 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（H17. 4施行）
- 第２次栃木県犯罪被害者等支援基本計画（H28. 3策定）

【市民意識調査】

Q：犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

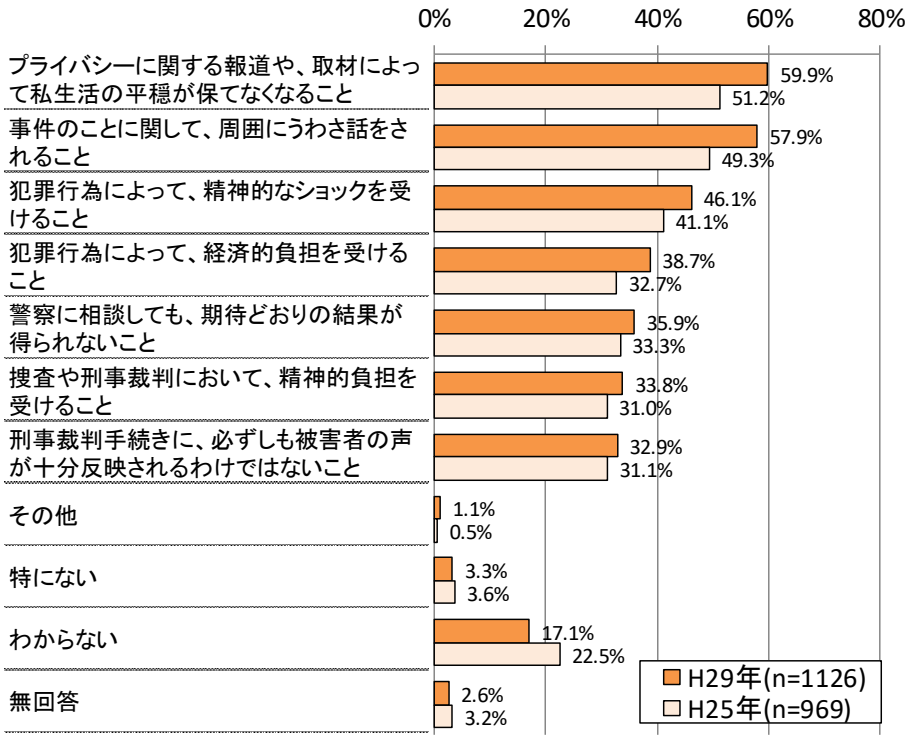

【施策の方向】

（1）正しい理解と人権意識啓発の推進

犯罪被害者等の人権が尊重されるよう相談体制の充実を図るとともに関係機関と連携し、自立を支援します。また、市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮できるよう、教育・啓発を推進します。

３）刑を終えて出所した人

【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、本人に更生の意欲があっても、身元の引き受けが難しいことや就労、住居の確保が困難であるなど社会復帰において現実は、極めて厳しい状況にあります。

平成29年の市民意識調査によると、「刑を終えて出所した人に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在すること」が57.6%、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」47.2%となっています。

本市においても、刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会生活を営むには、家族をはじめ、職場や地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識を解消し、包括的な支援体制の強化が求められています。

【主な関係法令・計画等】

・更生保護事業法（H28.6改正）
・再犯の防止等の推進に関する法律（H28.12施行）
・更生保護法（H29.5改正）
・再犯防止推進計画（H29.12策定）

【市民意識調査】

Q:刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

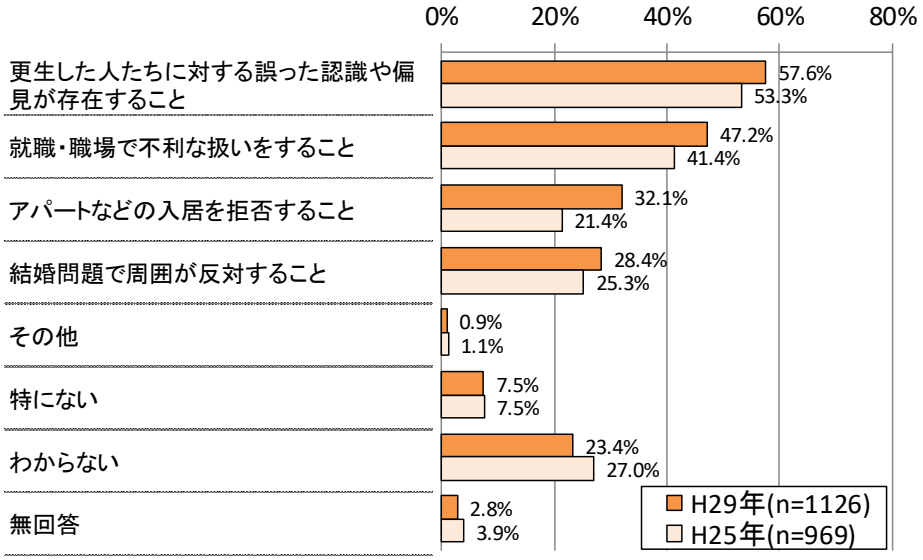

【施策の方向】

（1）正しい理解と人権意識啓発の推進

刑を終えて出所した人が社会の一員として生活できるために、偏見・差別を解消するための教育・啓発を実施しています。

施策	内容	担当課
矯正施設退所者への差別や偏見の解消のための啓発活動の実施	・関係機関や保護司会*、更生保護女性会*等の更生保護に携わる関係団体と連携しながら、社会を明るくする運動を推進します。	福祉総務課

４）ホームレス等生活困窮者にかかわる人権

【現状と課題】

ホームレスが、その生活をするきっかけとなった背景は失業や仕事の減少、家庭内の問題や健康上の理由などさまざまです。ホームレスに対する差別や偏見により、地域社会とのあつれきが生じたり、ホームレスに対する嫌がらせや暴力が発生したり、犯罪や事件に発展する場合もあります。

国は、平成27年に施行した「生活困窮者自立支援法*」により、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援の強化を推進する一方、ホームレス対策については「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であるとしています。

平成29年の市民意識調査によると、「ホームレス等生活困窮者に関する事柄で人権上問題があると思われるもの」との問いに、「通行人などが暴力をふるうこと」44.2%、「差別的な言動をすること」41.7%となっています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、住民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるように支援していくことが必要です。

また、生活困窮者は病気で働けない、引きこもり、負債を抱えているなど、複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れている状況があります。自ら行政サービス等にアクセスできない状態も考えられ、地域包括的支援体制により、日常生活や社会生活における自立をサポートしていくことが重要です。

【主な関係法令・計画等】

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H14.8施行）
- ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（H30.7策定）
- 生活困窮者自立支援法*（H27.4施行）

【市民意識調査】

Q：ホームレスに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？

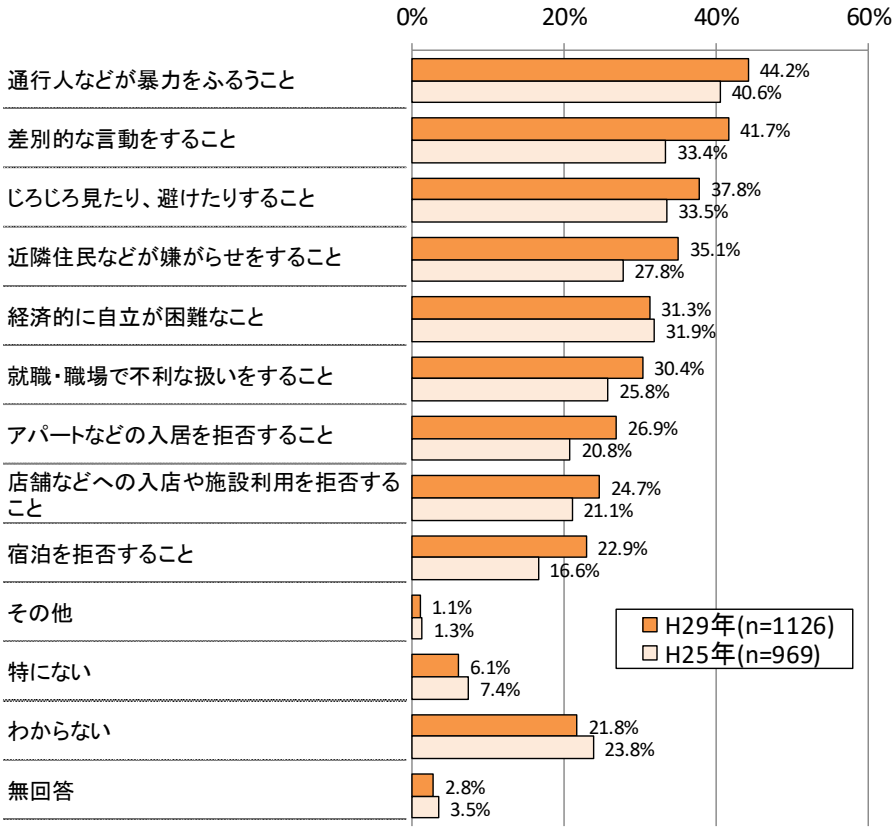

【施策の方向】

（1）正しい理解と人権意識啓発の推進

本市では、今後の社会情勢や雇用情勢等を踏まえ、ホームレス等の生活困窮者の自立支援を促進するとともに、偏見・差別を解消するための教育・啓発に努めます。

５）アイヌの人々

【現状と課題】

アイヌの人々は、古くから北海道などに居住していた民族で、自然と共生し、固有の言語であるアイヌ語や伝統儀式、固有のアイヌ模様等、豊かな文化を発展させてきました。しかし、明治維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策により、政府はアイヌの人々に対して、アイヌの生活習慣や様式を無視して日本語の使用や日本式の姓名を名のることを強制しました。その結果、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題が生じています。

平成29年の市民意識調査によると、アイヌの人々に対する人権侵害や差別などが、「かなりあると思う」、「あると思う」を合わせた割合が22.4%、「ほとんどないと思う」、「ないと思う」を合わせた割合が37.6%となっています。

本市においても、アイヌ固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、人権尊重の観点から民族の尊厳を尊重する社会の実現を目指し、関係機関と連携協力を図り推進していくことが重要です。

【主な関係法令・計画等】

・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）（H9.6施行）

【市民意識調査】

Q：アイヌの人々に対する人権侵害や差別などがあると思いますか？

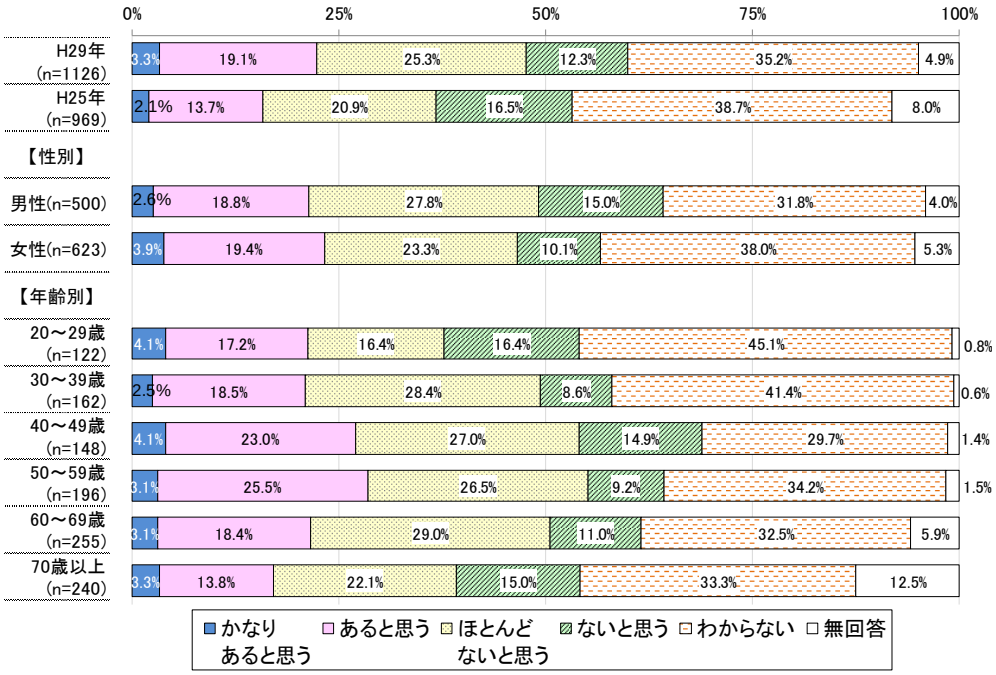

【施策の方向】

（1）正しい理解と人権意識啓発の推進

本市では、民族としての誇りを尊重する社会を目指して、アイヌの人々の伝統と文化について理解し、尊重するための教育・啓発に努めます。

施策	内容	担当課
アイヌの人々の伝統と文化について理解・尊重	・アイヌの人々の伝統・文化の正しい理解を深め、民族としての誇りを尊重する社会を目指します。	学校教育課

６）北朝鮮による拉致問題

【現状と課題】

北朝鮮による拉致問題は深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であることを認識する必要があります。

政府は平成 22 年までに 17 名を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。平成 14 年に５名の拉致被害者が帰国しましたが、その後問題解決に向けた具体的な北朝鮮の行動はありません。

国では、平成 23 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を一部変更し、「各人権課題に関する取組」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し、問題解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが必要としています。拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進し、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めています。

平成 29 年の市民意識調査によると、全体では北朝鮮当局による拉致問題等の人権侵害問題について、人権侵害や差別などが、「かなりあると思う」、「あると思う」を合わせた割合が 69.2%、「ほとんどないと思う」、「ないと思う」を合わせた割合が 10.1%となっています。

国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、北朝鮮による拉致問題についての市民の関心と認識を深めていくとともに、この問題が在日韓国人・朝鮮人の人々等への差別につながることがないよう意識啓発等の取組が必要です。

【主な関係法令・計画等】

・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（H18.6 施行）
・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第十四条に規定する情報の提供にする命令（H27.1 施行）

【市民意識調査】

Q：北朝鮮当局による拉致問題等の人権侵害問題について、人権侵害や差別などがあると思いますか？

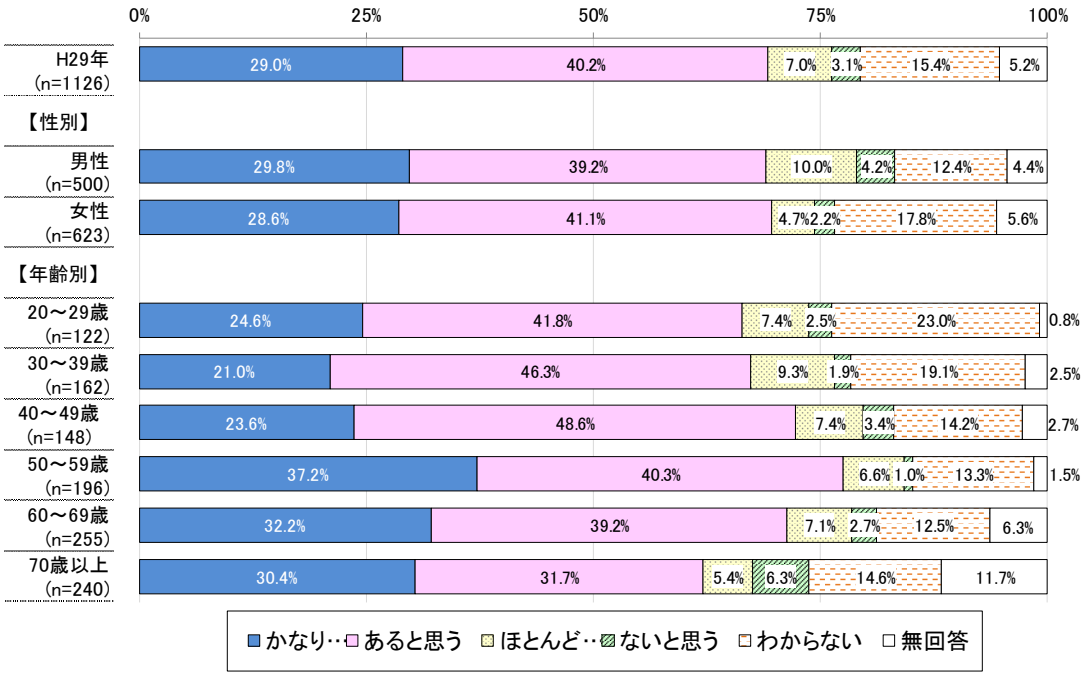

【施策の方向】

（1）正しい理解と人権意識啓発の推進

本市においても、多くの市民が拉致問題への関心と理解を深めることができるよう、教育・啓発に努めます。

これまでに揚げた他の人権問題、例えば、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引や社会環境の変化等に伴い新たに生じる人権問題などに対し、マイノリティ＊の人権が尊重される社会を目指し、あらゆる機会を通じして人権教育・啓発の推進を図り、相談・支援など包括的に問題解決を推進していきます。

第３章

計画の推進

「みんな仲良し」
大宮北小６年　吉村陽香さん

「つながる心でみんな笑顔」
栃木第五小５年　吉田千桜さん

「ぼくらは友だち」
栃木第五小３年　吉田　匠さん

「みんなの心の花をさかせよう」
静和小４年　尾林美由さん

「みんな友だち」
大宮北小６年　内保優月さん

「みんな仲良し」
栃木第五小２年　山本　翔さん

平成 30 年度子どもの人権絵画コンテスト栃木県大会優良賞作品
（主催　宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会）

第３章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）推進体制

市民の誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指すため、本計画を十分踏まえ、市の全庁的組織である「栃木市人権施策推進本部*」のもと、関係各課と緊密な調整を図り、総合的かつ効果的な施策の遂行に努めます。

（２）国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、国内外の計画や方針の積極的な情報収集に努め、整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、人権尊重の社会づくりを進めるには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。このため、宇都宮地方法務局栃木支局・真岡支局とそれぞれの管内の市町で組織する「栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会*」のもと、多面的かつ広域的な取組を進めるための緊密な協働*・連携を図ります。

（３）企業、団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、行政だけでなく、市民や企業、団体、マスメディア、ＮＰＯ*、ボランテイア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、企業や団体等が、柔軟かつ特徴ある活動を生かして市民への積極的な人権教育・啓発に関われるような取組を支援するとともに、協働*・連携を進めます。

（人権出前講座）

２　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

生活や価値観の多様化、個人の権利意識の高揚によって、人権についての重要性を多くの人が意識するようになっています。人権問題が多様化する中で、積極的かつ継続的な人権意識を深めることが必要になっており、あらゆる場を通じて、人権意識を理解するための啓発活動を推進します。

平成 29 年の市民意識調査によると、「“人権のまち”をつくるためには、今後、必要なこと」という問いに、「学校教育・社会教育の充実」（61.5%）、次いで「職場・事業所での人権尊重の取り組みの充実」（31.0%）、「相談・救済のための機関や施設の充実」（30.6%）が多くなっています。

本計画の基本理念である「こころ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”」の実現をめざして、すべての人の基本的人権を尊重する施策を積極的に進めていく必要があります。

【市民意識調査】

Q：“人権のまち”をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか？

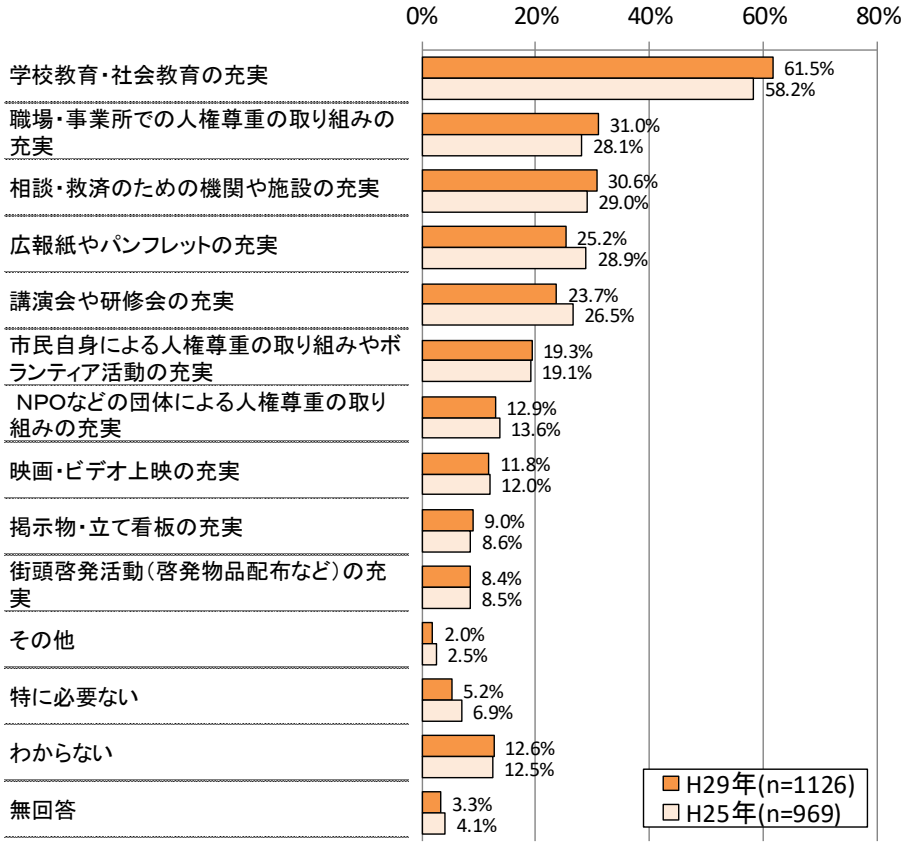

（１）保育園・幼稚園・学校等

保育園・幼稚園・学校では、未来を担う子どもたちがバランスの取れた人権感覚を身に着ける重要な時期です。様々な人権問題に関わる差別意識の解消を目指し、教育活動の中に人権教育を適切に位置づけ、積極的に人権教育・啓発を推進します。また、家庭や地域社会と連携して、人権についての理解を深める学習や研修の機会を提供します。

また、いじめ、不登校、暴力等の問題を抱える児童生徒に対する取組や支援が机上の理解にとどまることがないよう、指導方法の研究・充実や、児童生徒の人権侵害に対する相談支援体制の強化に努めます。

【主な取組】

- 発達段階に応じた人権教育
- 家庭、地域社会との連携
- 指導内容・方法の改善及び充実
- 相談体制の充実

（人権啓発人形劇）

（２）家庭・地域社会

家庭は、命を大切にし、人を思いやる心を育て、人間の尊厳を理解する最も身近な場です。特に子どもにとって、基本的な生活習慣やマナーなどの人格形成についての大切な場であるとともに、家庭で受ける愛情から生まれる自己肯定感を基礎として、自他共に尊重する心を育てる場であると考えられます。そのため、家庭で人権意識を身に付けることができるよう、様々な支援の充実に努めます。

また、近年、地域のつながりの希薄化が大きな課題となっていますが、本来、地域社会は様々な人との関わりや実際の体験を通じて、豊かな人間性や社会性を育む場です。

お互いの性別、文化、生活習慣等の違いを理解し、その違いを尊重することで、一人ひとりの人権を守ることにつながります。本市では、市主催による人権講演会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の提供に努めます。

また、地域の団体による主体的な活動を支援します。

【主な取組】

- 学習の機会及び情報提供の充実
- 関係機関との連携
- 住民との協働*
- 相談体制の充実
- 学校、地域社会との連携
- 各種交流事業の支援

（３）職場

近年、企業・事業所等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模に広がる経済活動や人権意識の高まり、働き方改革への対応、女性活躍推進法の成立等に伴い、企業や事業所等は、その活動を通じて社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

本市では、職場における各種ハラスメントの排除や就労の機会均等、労働条件の整備等、不当な差別のない誰もが働きやすい職場環境づくりのため、企業・事業所等に対する人権教育・啓発活動を推進します。

特に、企業の経営者や人事担当などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権意識を従業員に啓発することが出来るよう職場内研修や啓発活動の実施を推進します。

【主な取組】

- 情報提供の充実
- 相談体制の充実
- 啓発・研修活動の支援

（人権擁護委員による企業人権啓発訪問）

３　人権に関係する特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

特に人権に関わりの深い特定の職業従事者は、人権尊重についての理念を十分に理解した上で職務を遂行しなければなりません。そのため、様々な人権尊重に関する研修を通じて、人権教育・啓発の推進を図ります。

（１）市職員

①行政職員

人権が尊重される社会を実現するために、市職員は「全体の奉仕者」である公務員として、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を、業務の遂行を通じて実現することが求められます。職員一人ひとりが、人権に対する正しい知識を深め、業務において人格の尊重に配慮した主体的な行動ができるよう、職場研修や自己研鑽に努めます。

②消防職員

消防職員においては、消火活動や救急救命活動等、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、人権に配慮した任務の遂行が求められます。そのため、人権教育・啓発に関する研修及び情報提供の充実に努めます。

（２）教職員・社会教育関係者

学校等において人権教育の推進を図るためには、学校教育に関わる教職員・社会教育関係者が人権の尊重についての正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法についてさらなる研究と向上に努めます。また、行政・団体等と連携し、学校における児童生徒の人権侵害に関わる問題の解決を図るための相談支援体制の充実を図ります。

（３）医療・保健福祉関係者

医療従事者、保健師、ケースワーカー*、民生委員*・児童委員*、社会福祉施設の職員等の医療や特定非営利活動法人などの福祉関係者は、人の生命や生活に深く関わっていることから、人間の尊厳を幅広く理解し、人権を十分に尊重した姿勢が常に求められます。業務に従事する上で必要な人権尊重についての理解を継続できるよう、人権教育に関する研修を推進します。

（４）マスメディア関係者

マスメディアを通じて様々な大量の情報が大多数の人に届けられ、それは日常生活に大きな影響を与えています。しかし、マスメディアの行き過ぎた取材や偏った報道等が個人のプライバシーや人権を侵害することが問題となっています。マスメディア関係者には、人権に配慮した取材・報道が求められます。一方で、第三者としての立場や大多数の人への情報を伝える特性を生かし、人権意識の啓発を進める広報活動も期待されており、適切な情報活用を図るための啓発に努めます。

4　計画のフォローアップ

本計画に基づく人権施策については、毎年度進捗管理を行い、「栃木市人権施策推進審議会*」において検証し、その結果を施策の遂行に反映させるよう努めます。

また、本計画は国・県の動向及び社会状況の変化を踏まえた人権施策とするため、５年ごとに見直しを行っていきます。
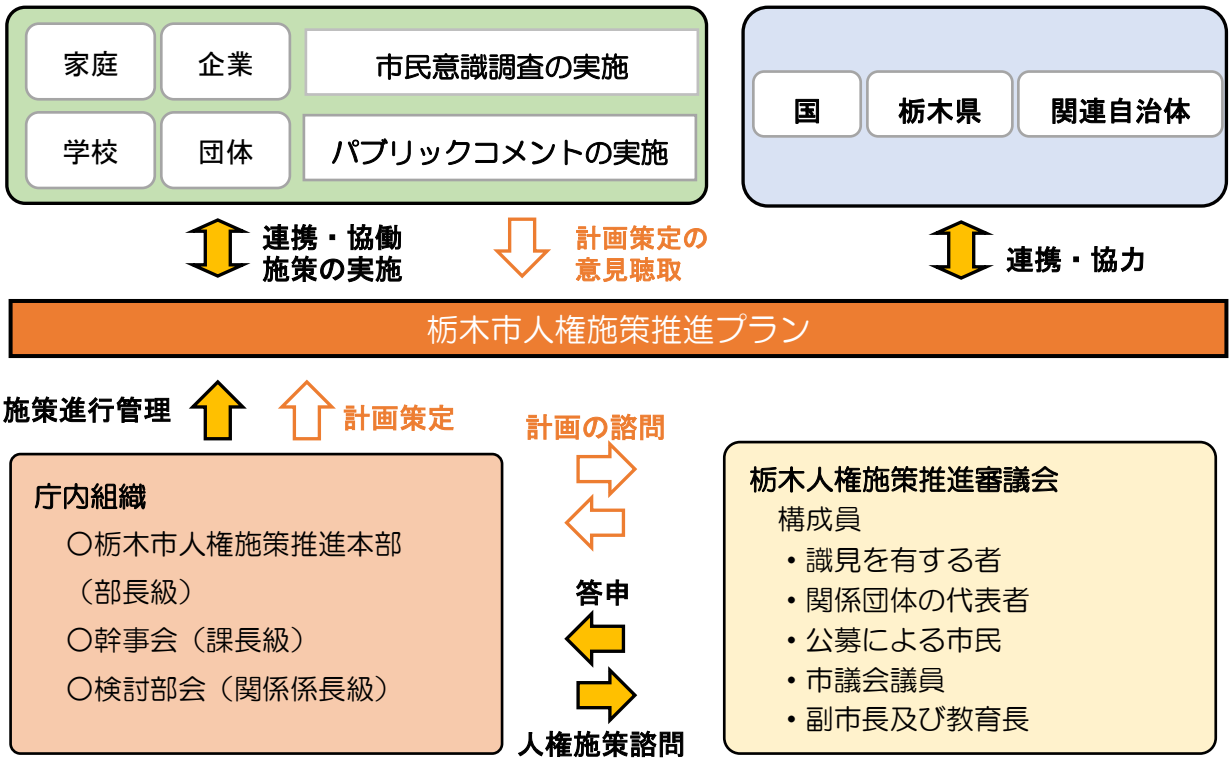
〇計画の推進体制図